低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン
(2011～2021)
平成23年度(2011年度)年次報告書

平成24年度版

横須賀市

はじめに

横須賀市では、平成23年(2011年) 3月に策定した「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」（以下、「低炭素プラン」という。）に基づき、温暖化対策に関する施策を総合的に実施しています。

本報告書では、平成23年度における温暖化対策に関する取り組みの結果として、低炭素プランで定めた目標の達成状況や主な事業・取り組みの実施状況などを、項目に沿って取りまとめています。

また、平成24年度以降の計画の推進に向けて、課題や今後の予定を整理しています。

本報告書により、本市の温暖化対策に関する取り組みにご理解いただき、今後とも、低炭素プランの推進にご協力をお願いいたします。

低炭素で持続可能なよこすか　戦略プラン（2011～2021）
平成23年度（2011年度）年次報告書

目　　次

第1章　計画の概要

1．計画の趣旨 1

2．基本的事項 4

第2章　市域施策編の進捗状況

1．市域における温室効果ガス排出量 10

2．具体的な目標の実施状況・達成状況 12

3．施策の実施状況（施策の分野ごとの進捗状況） 14

4．重点プロジェクトの実施状況 29

第3章　市役所事務事業編の進捗状況

1．市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量 32

2．取り組みの推進状況 35

第4章　今後の推進に向けて

1．市域施策編について 40

2．市役所事務事業編について 41

用語集 42

第１章　計画の概要

１．計画の趣旨

（１）計画の目的

地球温暖化対策については、1990年代以降国際的にさまざまな取り組みが行われ、世界各国で温室効果ガス排出量の削減が大きな命題となっています。我が国においても国を挙げて取り組むべき課題となっており、現在では、地方公共団体による実効性のある施策が次々と実施され、地球温暖化対策における地方公共団体の果たす役割の重要性は高まりつつあります。

こうした状況から、本市においても地球温暖化対策を推進していくにあたり、短期的な視点だけではなく、将来の横須賀市を見据え、次世代を担う子どもたちにより良い横須賀市の環境を引き継いでいくために、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」を2011年(平成23年)３月に策定しました。市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的、かつ効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的としています。

（２）計画の経緯

国では、1997年(平成９年)12月に開催された「気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP３)」で合意した温室効果ガス削減のための国際的な約束である「京都議定書」の確実な目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。)」を1998年(平成10年)10月に制定しました。

また、「京都議定書」が2005年(平成17年)２月に発効したことから、国はこの「温対法」を2008年(平成20年)６月に改正し、同法20条の３において都道府県並びに政令指定都市、中核市および特例市に対し、区域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の策定を義務づけました。

改正された「温対法」に基づき、本市は地球温暖化対策に関する計画の体系を見直しました（Ｐ.２図１参照)。

これまで、市域における温室効果ガス排出量削減を目的とした「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」で担ってきた部分を「市域施策編」とし、市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量削減を目的とした「横須賀市地球温暖化対策実行計画」で担ってきた部分を「市役所事務事業編」としています。

なお、新エネルギーに関して、市域における普及啓発と市の公共施設への積極的導入を目的とした「横須賀市新エネルギービジョン」で担ってきた部分は、「市域施策編」「市役所事務事業編」それぞれに継承しています。

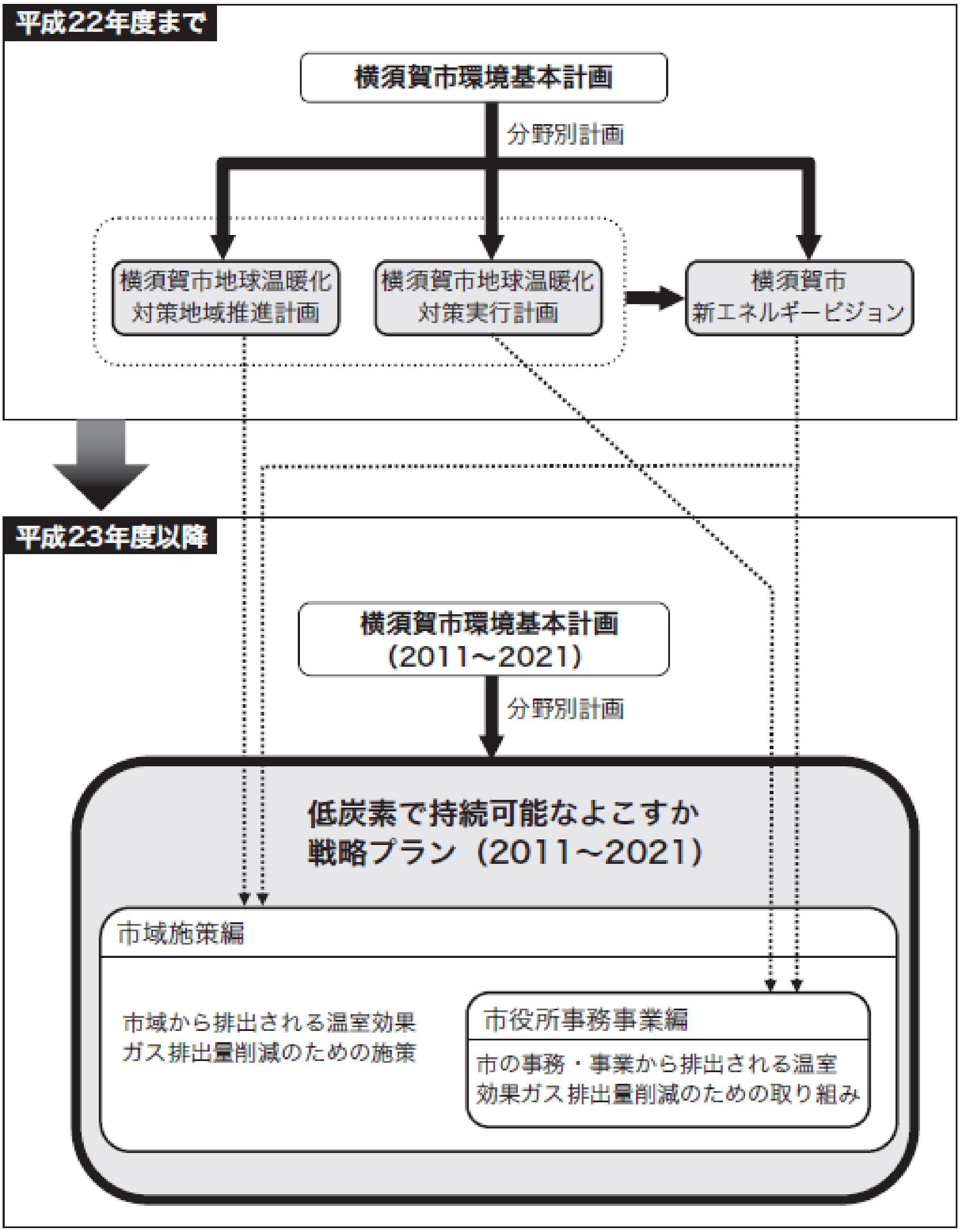

図１　「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」の概念図

（３）計画の位置付け

この計画は、「横須賀市環境基本計画(2011～2021)（以下、「環境基本計画」という。)」の地球温暖化対策分野における分野別計画として位置付けています。

さらに、同じく「環境基本計画」の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等と連携、調整を図りつつ、「環境基本計画」に掲げている地球温暖化対策分野の基本目標の達成に寄与する計画としています。

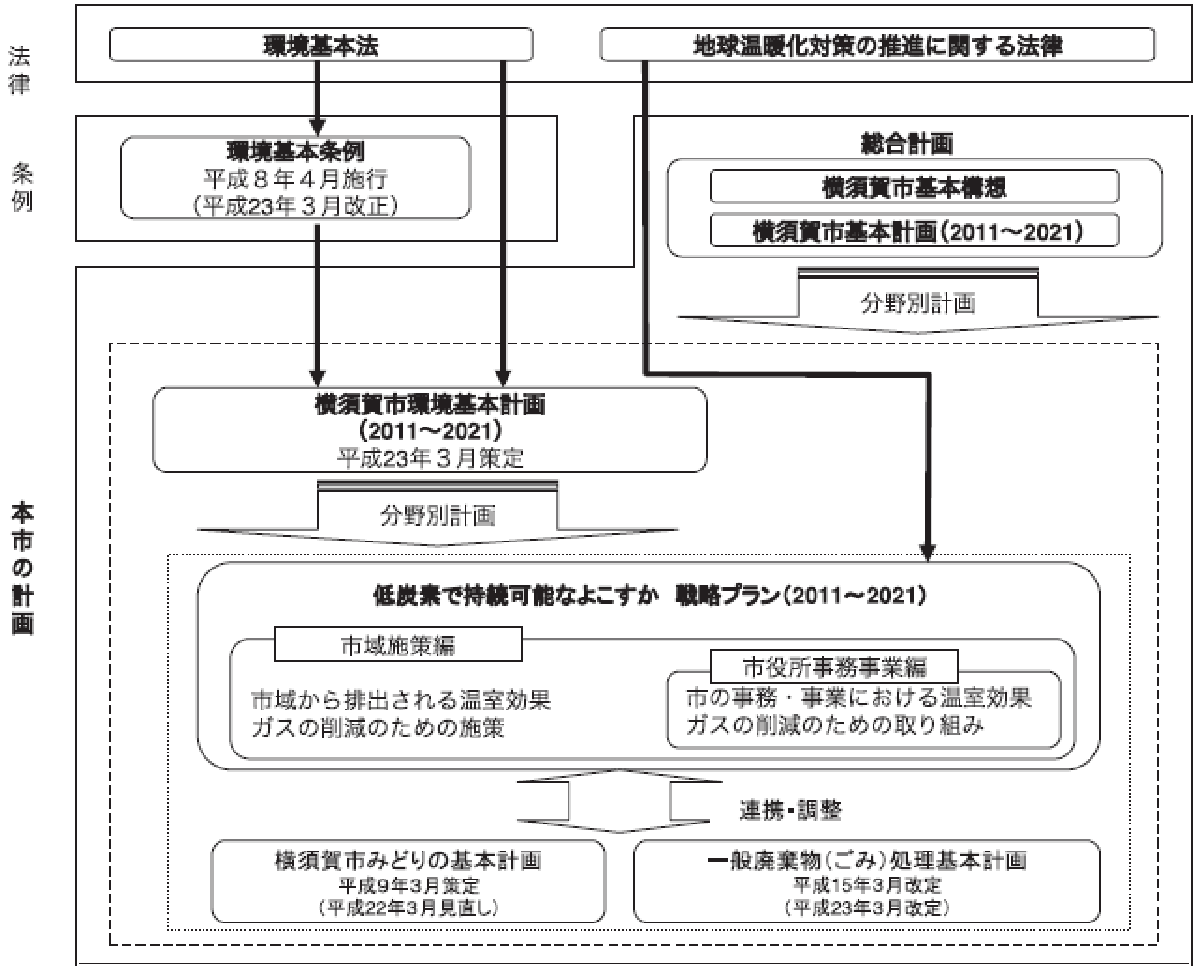

図２　計画と法律・条例・市の総合計画などとの関係（位置付け）

２．基本的事項

（１）市域施策編における基本的事項

① 基準年度

市域施策編の基準年度は、1990年度(平成２年度)としています。

② 計画期間および目標年度

ⅰ．計画期間

上位計画に当たる「横須賀市基本計画(2011～2021)」および「環境基本計画」との整合を図り、2011年度(平成23年度)から2021年度(平成33年度)までの11年間としています。

なお、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)に必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

ⅱ．目標年度

ア．中期目標の年度

上位計画に当たる「横須賀市基本計画(2011～2021)」および「環境基本計画」との整合を図り、2021年度(平成33年度)としています。

イ．長期目標の年度

国では2050年(平成62年)に1990年(平成２年)比80％削減を目指す「温室効果ガス2050年80％削減のためのビジョン」を2009年(平成21年)８月に発表しました。

しかし、2050年度(平成62年度) という長期的見通しを目標とした具体的な対策を自治体レベルで検討することは困難であるため、2050年度(平成62年度)の長期目標は目安として設定しています。

基準年度	1990年度(平成２年度)
計画期間	2011年度(平成23年度)～ 2021年度(平成33年度)の11年間
中期目標の年度	2021年度(平成33年度)
長期目標の年度	2050年度(平成62年度)

③ 削減目標

削減目標（中期目標）については、「対策実施ケース※」における削減率を目標として設定しています。

※ 対策実施ケースでは、各排出部門において実施可能と考えられる対策を講じた場合に削減できる温室効果ガス排出量を推計しています。

市域における温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に
基準年度（1990年度(平成２年度)）比で20％削減することをめざします。

この目標数値は、エネルギー転換部門などの現状趨勢による減少分の約12.2%を除いた場合には約7.8%となり、これが実際に市民や事業者などの努力によって削減される温室効果ガス排出量となります。火力発電所などのエネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の減少は、対策の効果による削減分ではないことから、全体の削減目標と併せて、エネルギー転換部門などの現状趨勢により減少する部分を除いた「対策による実質的な削減目標」についても表１のとおり、明記しています。

なお、中期目標については、今後、国際情勢の変動や政権交代などにより、国の方針などが変更された場合には、必要に応じて目標値を見直すこととしています。

長期目標については、本市が長期的に目指すべき目安として、国の長期目標を参考とし、2050年度(平成62年度)までに基準年度（1990年度(平成２年度)）比で温室効果ガス排出量を80%削減することを目安としています。

表１　目標年度および削減目標

目標	目標年度	削減目標（横須賀市）		
中期目標	2021年度 (平成33年度)	**20%**	【現状趨勢による減少】	12.2%
			【対策による実質的な削減目標】	**7.8%**
長期目標	2050年度 (平成62年度)	80%【目安】		

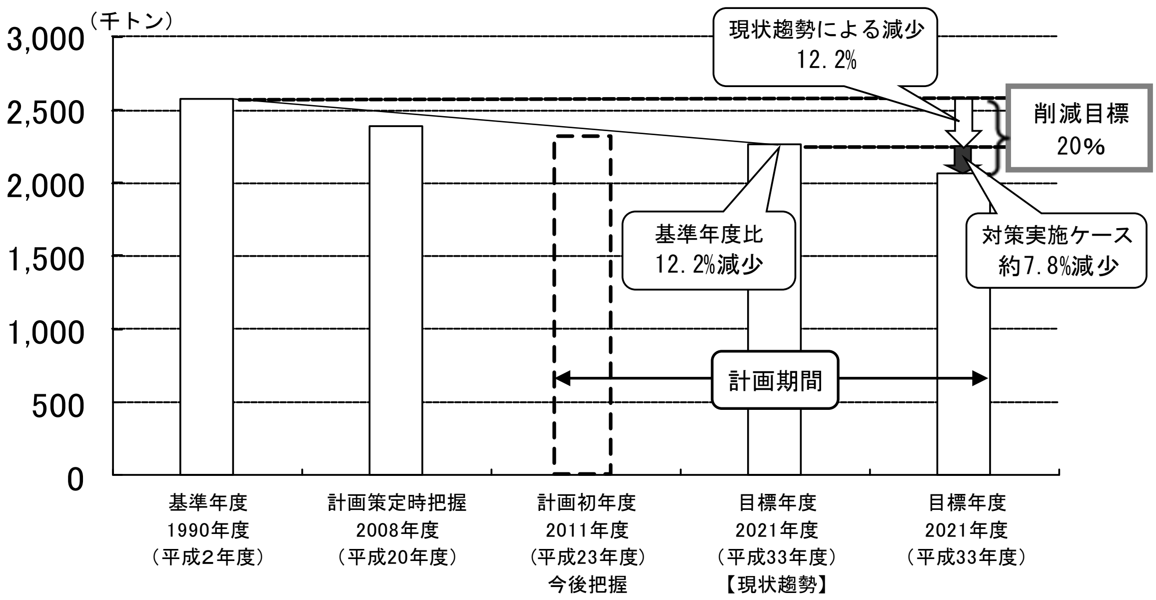

図３　温室効果ガス排出量削減の目標の考え方

> 2011年(平成23年)３月に発生した東日本大震災以降の社会情勢等の変化を受けて、削減目標等は見直す必要がありますが、現状では国の方針などが未定のため見直しを行わず、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)の見直しを視野に入れて、見直しの手順を整理していきます。

④ 体系

市域施策編では、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標の達成のため、「基本方針」に基づき、「施策の方針」を設定し、さらに「施策の分野」に分類し、分野ごとに具体的な施策や事業を推進していきます。

施策や事業の推進にあたっては、庁内各部局と連携を図るとともに、市民・事業者などと役割分担あるいは協働することにより、効率的・効果的な推進を図ります。

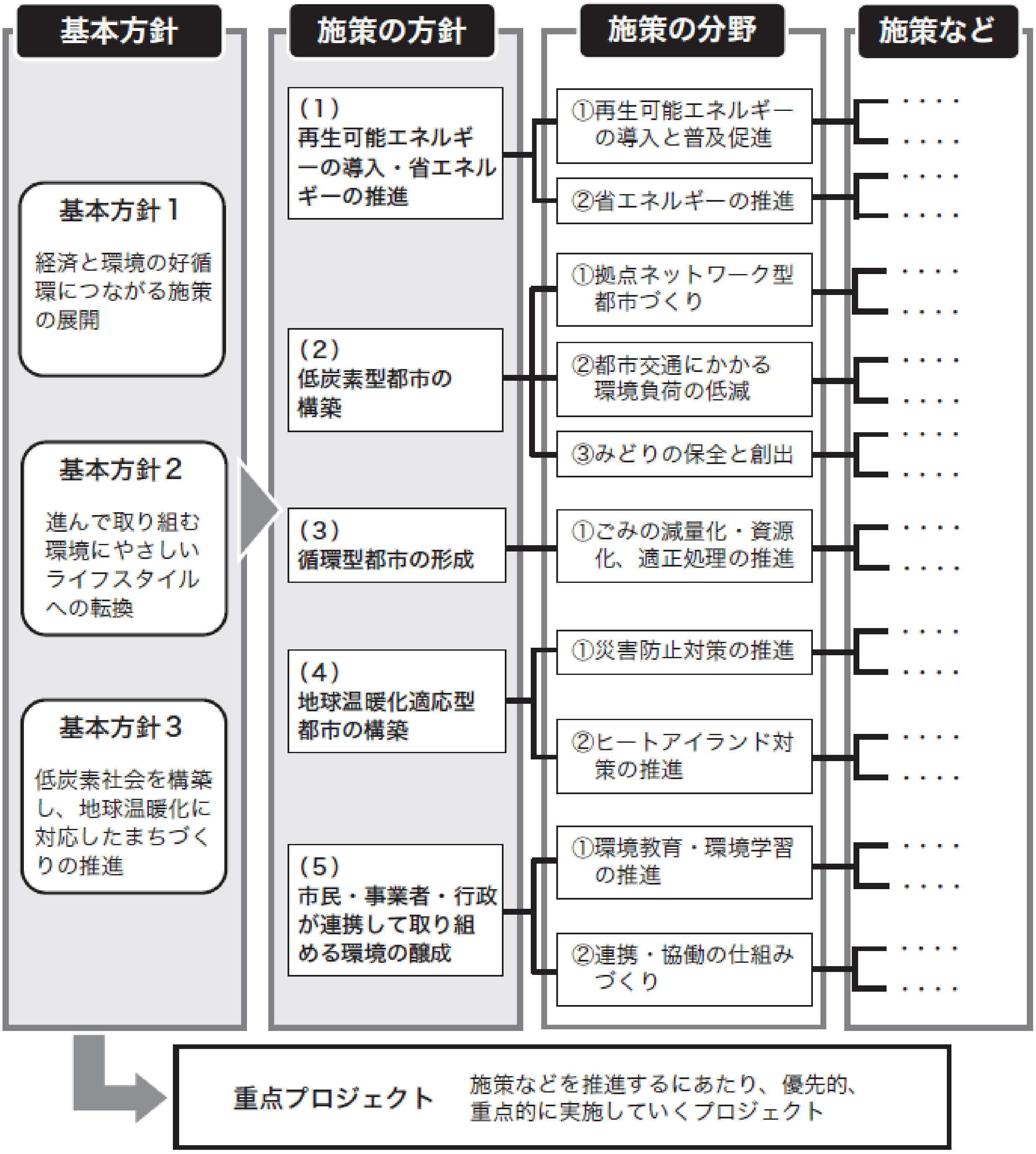

図４　市域施策編の体系

（２）市役所事務事業編における基本的事項

①　市役所事務事業編について

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2012)」においては、横須賀市役所が一事業者として、事務・事業を執行する際に排出される温室効果ガスを削減するための取り組みを「市役所事務事業編」として記載しています。

これまで横須賀市役所では、2001年(平成13年)３月に策定、2003年(平成15年)３月、2006年(平成18年)３月に改定した「横須賀市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減のための取り組みを推進してきました。

これらの取り組みを環境マネジメントシステム(1999年度(平成11年度)から「ＩＳＯ14001」、2007年度(平成19年度)からは本市独自システムである「横須賀市環境マネジメントシステム（ＹＥＳ)」）により、進行管理（点検・改善）をしてきました。

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」においても、「横須賀市環境マネジメントシステム（ＹＥＳ)」を活用し、継続的な改善を行いながら、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進しています。

②　計画期間および目標年度等

「市役所事務事業編」においては、計画期間および目標年度等を次のとおりとしています。

基準年度	2008年度(平成20年度)　※参考として1990年度(平成２年度)を併記
目標年度	2021年度(平成33年度)
計画期間	2011年度(平成23年度)～ 2021年度(平成33年度)の11 年間

③　温室効果ガス排出量の算出方法

ⅰ．基準年度（2008年度(平成20年度)）の温室効果ガス排出量

2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量は、実績値を用いています。

ⅱ．2021年度(平成33年度)趨勢値

2021年度(平成33年度)趨勢値については、2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量をもとに、このまま推移すると想定して推計していますが、今後、温室効果ガス排出量が変化すると推測される以下の２項目については、その増減分の推計を見込んでいます。

ア．「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づく廃棄物処理施設（焼却施設）のごみの焼却における温室効果ガス排出量

イ．「水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)」に基づく上下水道施設（浄化センターなど）における活動による温室効果ガス排出量

ⅲ．1990年度(平成２年度)の温室効果ガス排出量

参考として「市域施策編」の基準年度である1990年度(平成２年度)の温室効果ガス排出量を併記していますが、実績データがないため、把握している1998年度(平成10年度)の実績データをもとに推計しています。

ⅳ．削減目標の考え方

2021年度(平成33年度)における削減目標は、施設における設備更新（冷却塔やポンプなど）および設備の適正な運用（空調の効率的な運転管理など）、また各職場における環境配慮への取り組みを確実に実践することで削減できる温室効果ガス排出量を算出し、目標として設定します。

④　市役所事務事業編の対象範囲

市役所事務事業編の対象は、表２のとおり、施設の運営・管理・使用並びに事務の執行に関する全ての部局が範囲です。また、指定管理者施設については、原則対象外としますが、参考として指定管理者施設を含めた排出量や増減率についても、併せて把握・公表します。

表２　各部局における主な施設など

部　局	主な施設など	【参考】主な指定管理者施設
政策推進部	―	横須賀芸術劇場、文化会館など
総務部	本庁舎、職員厚生会館、共用倉庫、公用車車庫	―
市民部	行政センター、コミュニティセンター、役所屋、消費生活センター	市民活動サポートセンター
福祉部	総合福祉会館	福祉援護センター、老人デイサービスセンターなど
健康部	中央斎場、浦賀火葬場、看護専門学校、保健所、動物愛護センター、健康安全科学センター	健康増進センター、市民病院、うわまち病院など
こども育成部	はぐくみかん、保育園、青少年会館、青少年の家、児童相談所など	田浦青少年自然の家、療育相談センターなど
環境政策部	小川町自動車排出ガス測定局	市立公園、市立公園プールなど
資源循環部	リサイクルプラザ、南処理工場、資源循環第１・２・３事務所など	―
経済部	―	産業交流プラザ、勤労福祉会館
土木部	渡船待合所、資材置場、自転車等保管所、道路維持センターなど	自転車等駐車場
港湾部	―	港湾緑地、ポートパークなど
上下水道局	水道施設（浄水場ほか)、下水処理施設（浄化センターほか)、小川町車庫	―
消防局	消防庁舎、消防署（分署・出張所を含む）など	―
教育委員会	市立学校および市立幼稚園、図書館、博物館、美術館など	市立体育会館、市立温水プール

⑤　削減目標

「市役所事務事業編」での削減目標を次のとおりとしています。

> 市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に基準年度（2008年度(平成20年度)）比で５％削減することをめざします。

なお、この目標は、1990年度(平成２年度)比で1.1％の削減となります。

ⅰ．指定管理者施設の取り扱いについて

「市役所事務事業編」では、指定管理者施設における事務・事業から発生する温室効果ガス排出量については、対象外としています。これは、環境省の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアルおよび温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（2007年(平成19年)３月)」では、他に委託して行う事務・事業は原則として算定の対象外としているためです。

しかしながら、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)では、指定管理者施設も市がエネルギー管理を行うこととなっていることから、市では指定管理者施設に対しても、横須賀市環境マネジメントシステム(ＹＥＳ)により温室効果ガス排出量の削減および環境への配慮を要請しています。

「市役所事務事業編」においては、指定管理者施設を含めた温室効果ガス排出量についても、参考として、併せて把握・公表をすることとします。

なお、指定管理者施設を含めた増減率は、
2008年度(平成20年度)比で 4.4％の削減
1990年度(平成２年度)比で 9.2％の増加 となります。

ⅱ．温室効果ガス排出係数

市の事務・事業から発生する温室効果ガスは、直接排出量を測定するものではなく、活動量（例えば電気、ガス、ガソリンなどの使用量）と排出係数（単位使用量あたりの温室効果ガス排出量）により算定を行います。

（例：電気の使用によるCO_2排出量(kg-CO_2)＝電気使用量(kWh)×電気の排出係数(kg-CO_2/kWh)）

排出係数は電気やガスによる温室効果ガスの排出実態に合わせて、国等において算出されるもので適宜更新されます(特に電気の排出係数は毎年更新されます)。「市役所事務事業編」においては、目標に対して実際の活動の状況（活動量）を把握・評価・見直しを行っていくため、計画期間中の排出係数を一定としています。

なお、「市域施策編」においては毎年度の排出係数を使用して温室効果ガスを算定することとしているため、「市役所事務事業編」においても参考として毎年度の排出係数を使用した数値を併せて把握・公表をすることとします。

第２章　市域施策編の進捗状況

１．市域における温室効果ガス排出量

市域における温室効果ガス排出量は、毎年推計を行い公表していきます。

ただし、市域における温室効果ガス排出量の推計には、統計などのデータ収集の関係上、２年必要となるため、2011年度（平成23年度）の市域における温室効果ガス排出量は2013年度（平成25年度）に把握・公表することとなります。

参考として、直近で把握できている2008年度（平成20年度）の市域における温室効果ガス排出量の状況について、図５、図６および表３に示します。

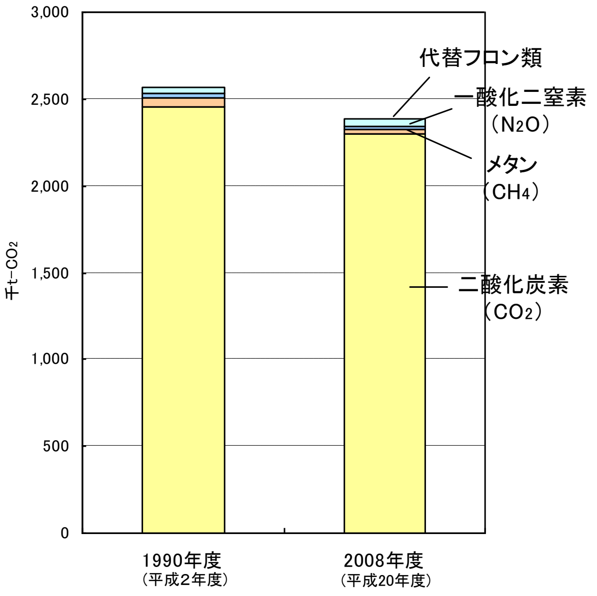

図５ 横須賀市の種類別温室効果ガスの推移

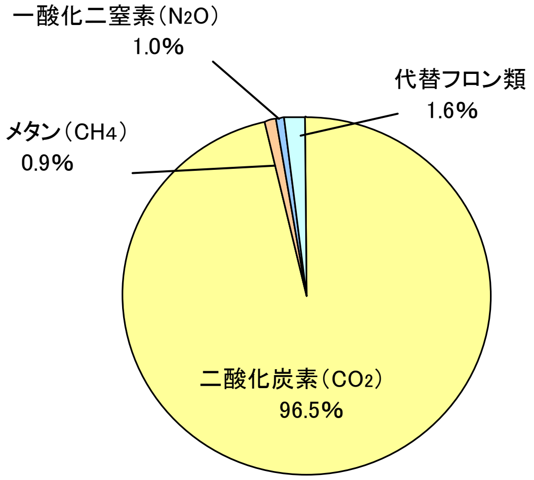

図６ 横須賀市の種類別温室効果ガス排出量（2008年度（平成20年度））

表３　横須賀市域における温室効果ガス排出量の状況

（単位：千トン）

部　門			基準年度 1990年度（平成2年度）	2008年度 （平成20年度）	基準年度比 2008年度（平成20年度）
二酸化炭素（CO_2）			2,459	2,302	-6.4%
	エネルギー転換部門		495	165	-66.7%
	産業部門	農林業	3	2	-33.3%
		水産業	45	17	-62.2%
		建設業	42	32	-23.8%
		製造業	527	516	-2.1%
		小計	617	567	-8.1%
	民生家庭部門		356	481	35.1%
	民生業務部門		387	551	42.4%
	運輸部門	自動車	355	300	-15.5%
		鉄道	22	21	-4.5%
		船舶	184	170	-7.6%
		小計	561	491	-12.5%
	廃棄物部門		43	47	9.3%
その他ガス			115	83	-27.8%
合　計			2,574	2,385	-7.3%

横須賀市域における2008年度（平成20年度）の温室効果ガスの総排出量は、約2,385千トンであり、基準年度である1990年度（平成２年度）と比較すると7.3%減少しています。

部門別でみると火力発電所などのエネルギー転換部門が66.7%の減少となっており、全体の温室効果ガス排出量の減少に大きく影響していることが分かります。また、増加傾向にあるのは民生家庭部門、民生業務部門、廃棄物部門であり、特に民生家庭部門、民生業務部門については、国や神奈川県と同様に急増していることが分かります。

本市においては、民生家庭部門は、世帯数の増加と家電製品の全国的な保有台数の増加、民生業務部門は、平成町や横須賀リサーチパーク（ＹＲＰ）の開発による事務所や小売などの延床面積の増加、廃棄物部門は、産業廃棄物の処理量の増加が要因として考えられます。

２．具体的な目標の実施状況・達成状況

ここでは、本計画に掲げた５つの施策の方針に掲げた「具体的な目標」について、その実施状況・達成状況を記載したうえで、進捗状況をまとめています（それぞれの施策の方針に係る取り組みの実施状況については、括弧で記載したページをご参照ください）。

施策の方針（１）再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進（P.14～18）

具体的な目標	2011年度(平成23年度)実施状況・達成状況
● 市域における太陽光発電などの新エネルギーの普及啓発をはかります。	● 太陽光発電システムを設置する一般家庭に対する補助を331件（1,239.95kW）実施しました。 補助額：１kWあたり1.5万円、上限額5.2万円
● 省資源・省エネルギーに取り組む家庭や企業などの増加をはかります。	● 家庭や企業における節電の取り組みの情報提供を実施しました。
● 商店街の街路灯などへの省エネ電球の導入支援をはかります。	● 商店街の街路灯を水銀灯から省エネ電球に交換する事業等に対する補助については、該当がありませんでした。
［総評］ 施策の方針（１）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、目標年度である2021年度(平成33年度)に向けて着実に取り組みを実施しています。今後も継続して取り組みを進めることが重要です。	

施策の方針（２）低炭素型都市の構築（P.19～23）

具体的な目標	2011年度(平成23年度)実施状況・達成状況
● 拠点ネットワーク型都市の構築を推進し、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するまちづくりをめざします。	● レンタサイクル事業の社会実験を行い、延べ1,310台を貸し出しました。
● ハイブリッド型バスの導入促進など、市域の公共交通機関のクリーンエネルギー化を推進します。	● 公共交通機関のクリーンエネルギー化の促進については、実施していません。
● 温室効果ガスの吸収源としてのみどりがある都市公園などの面積を460.7haとし、維持します。	● 都市公園の面積は、482.4haでした（近郊緑地特別保全地区の買取等により前年度から15.7ha増加）。
［総評］ 施策の方針（２）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、目標年度である2021年度(平成33年度)に向けて着実に取り組みを実施しています。 なお、都市公園の面積増については、近郊緑地特別保全地区における土地の買取が主な要因であるため、みどりの量として増加したものではありません。しかしながら、緑地が公園として位置付けられたことで、今後、みどりが適切に保全されていくことにつながります。	

施策の方針（３）循環型都市の形成（P.24～25）

具体的な目標	2011年度(平成23年度)実施状況・達成状況
● ごみの発生抑制などにより、温室効果ガス排出量の削減をめざします。	● ごみの排出量は153,969tで、前年度に比べ約1.4%削減しました。
● ごみの焼却量を2009年度(平成21年度)に比べ、約15%削減することをめざします。	● ごみ焼却量は101,717tで、2009年度(平成21年度)に比べ、約2.9%削減しました。
● 発生したごみを極力資源化し、資源化率約42%をめざします。	● 資源化率は34.7%であり、前年度に比べ1.3ポイント減少しました。
[総評] 施策の方針（３）に掲げる具体的な目標は達成にはほど遠い状況にあります。これは、目標の達成のためには、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」に基づいた施設整備が必要なためです。このため、現状では、施設整備以外の手法により、循環型都市の形成に向けた取り組みを推進していくこととしており、実施状況としては概ね良好です。	

※　ごみの排出量等の推移や本計画の基準年度との比較については、P.25をご覧ください。

施策の方針（４）地球温暖化適応型都市の構築（P.26）

具体的な目標	2011年度(平成23年度)実施状況・達成状況
● 地球温暖化の影響への対応として、災害対策やヒートアイランド対策を推進します。	● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、緑のカーテン講習会や打ち水キャンペーンを実施しました。
[総評] 施策の方針（４）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好です。 しかしながら、「適応策」に関する取り組みそのものが少なく、また、理解が不十分なところもあるため、今後は、啓発も含めた新しい取り組みを検討する必要があります。	

施策の方針（５）市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成（P.27～28）

具体的な目標	2011年度(平成23年度)実施状況・達成状況
● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、地域における地球温暖化対策の取り組みを推進します。	● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、キャンドルナイトや節電アイデアコンクール、節電セミナーなどを開催しました。
● 地球温暖化対策や新エネルギー分野における環境教育・環境学習の実践をはかります。	● 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」による環境教室や、ＮＰＯによる体験型環境学習を実施しました。
[総評] 施策の方針（５）に掲げる具体的な目標の実施状況・達成状況は概ね良好であり、目標年度である2021年度(平成33年度)に向けて着実に取り組みを実施しています。今後も横須賀市地球温暖化対策地域協議会と連携した取り組みをさらに推進することが必要です。	

３．施策の実施状況（施策の分野ごとの進捗状況）

ここでは、市域施策編の「施策」を具体的に推進する事業・取り組みの2011年度（平成23年度）進捗状況について、施策体系に従い、その調査結果を整理しています。

施策の方針（１）再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

施策の分野①「再生可能エネルギーの導入と普及促進」の実施状況

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅰ．新エネルギーなどの利用促進		
（ア）太陽光発電システムや太陽熱利用システムの普及啓発および導入促進を図ります。		
太陽光発電、太陽熱利用システム、高効率給湯器などの効果や機器についての情報提供 (環境政策部環境企画課)	・補助金に関する広報を実施	・引き続き、補助金に関する広報を実施
市民の共同出資による太陽光発電などの“市民共同発電所”設置の検討 (環境政策部環境企画課)	・他自治体の動向を情報収集	・引き続き、他自治体の動向の情報収集を実施
太陽光発電システム等、新エネルギーに関する施設導入への支援 (環境政策部環境企画課)	・太陽光発電システムを設置する一般家庭に対し、補助を実施 補助額：1kWあたり1.5万円 上限額5.2万円 （同額の県上乗せ補助有り） 補助件数：331件、1,239.95kW 2003年度(平成15年度)～ 2011年度(平成23年度)までの累積 1,245件、4,180.49kW **【参考】CO_2削減効果推計** ＜太陽光発電システム＞ 稼働率12％で推計 ・2011年度(平成23年度) 1,239.95kW×24時間×365日×12％×排出係数0.375kg-CO_2/kWh ＝488,788kg-CO_2 ・2003年度(平成15年度)～2011年度(平成23年度)までの累積 4,180．49kW×24時間×365日×12％×排出係数0.375kg-CO_2/kWh ＝1,647,949kg-CO_2	・太陽光発電システム等を設置する一般家庭に対し、補助を実施 戸建太陽光発電 市補助額：1kWあたり1万円 上限額3万円 県補助額：1kWあたり1.5万円 上限額5.2万円 補助件数：市400件、県800件 共同住宅太陽光発電 補助額：1kWあたり1万円 上限額：9.9万円 補助件数：5件 家庭用燃料電池 補助額：1件10万円 補助件数：5件 太陽熱利用システム 補助額：1件4万円 補助件数：5件 PCS 補助額：1件10万円 補助件数：10件
（イ）商店街や事業所が密集している地区への太陽光などの新エネルギーの導入支援を検討します。		
商店街などへの太陽光など新エネルギー導入を促進するための支援や共同利用できる仕組みなどについての検討 (経済部商業観光課)	・商店街の共同施設補助ではソーラー街路灯等も補助対象としているが、実績なし	・引き続き、商店街の共同施設補助にソーラー街路灯等を補助対象とする

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．新エネルギーなどの利用促進			
（ウ）市民や事業者などへの新エネルギーに関する情報提供および情報発信を推進します。			
	国や県などの助成制度をはじめ、新エネルギー導入のための情報提供 （環境政策部環境企画課）	・太陽光発電補助開始時の広報よこすか、タウン紙への補助内容の掲載 ・庁内でのパンフレットの配架 ・市ホームページでの補助制度の情報提供	・太陽光発電補助開始時の広報よこすか等による補助内容の情報提供 ・庁内でのパンフレットの配架 ・市ホームページでの補助制度の情報提供
（エ）剪定枝などの有効利用について検討します。			
	剪定枝および樹林地の維持管理における間伐材などの発生材を資源として有効利用するための検討 （資源循環部資源循環総務課） （環境政策部環境企画課）	・県内他都市の状況調査（2市視察）、資源化事業者の状況調査 ・部内ごみ処理関係施設等再編検討会で実施に向けた課題を検討 ・間伐材を利用した木質ペレットを試作したところ、燃料に不向きとの結果	・里山的環境モデル地区での活動において発生材の利用を検討

施策の分野②「省エネルギーの推進」の実施状況

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．市民のライフスタイルの転換			
（ア）市民の省エネ・省資源の意識向上および実践活動についての普及啓発を進めます。			
	環境家計簿などを活用した省エネルギー活動への取り組みの促進 （環境政策部環境企画課）	・市ホームページでの環境家計簿の情報提供	・引き続き、市ホームページにおいて環境家計簿の情報提供を実施
	「横須賀市環境配慮指針 日常生活編」の活用 （環境政策部環境企画課）	・市民向けの「日常生活編」、事業者向けの「事業活動編」を本庁、各行政センターに配架	・引き続き、環境配慮指針の配架を行う
	省エネに関する顕彰制度等の検討 （環境政策部環境企画課）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で「節電アイデアコンクール」を実施 ・学校や家庭の省エネ・節電の取り組みを顕彰する「夏休みエコチャレンジポイント事業」や「節電チャレンジ」を検討	・学校や家庭の省エネ・節電の取り組みを顕彰する「夏休みエコチャレンジポイント事業」を実施 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で、夏季節電の達成者にLEDをプレゼントする「節電チャレンジ」を実施
（イ）家庭でできる具体的な取り組みに関する周知啓発を進めます。			
	雨水の利用など資源の再利用についての情報提供 （環境政策部環境企画課）	・情報収集を行い、周知方法などを検討	・情報収集を行い、ホームページなどによる周知を検討
	家庭で取り組む省エネについての情報提供 （環境政策部環境企画課）	・広報よこすかや市のホームページで、家庭における節電の取り組みなどの情報提供を実施	・広報よこすかや市のホームページで、節電をはじめとした省エネの取り組みなどの情報提供
	自然通風の利用と温度上昇の緩和を促進する「緑のカーテン」などの周知啓発 （環境政策部環境企画課）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会において、緑のカーテン講習会を開催：1回 ・市の施設（8カ所）で取り組んだ緑のカーテンをホームページで周知	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念イベントの中で、緑のカーテン講習会を実施：1回 ・市の施設（20カ所）で緑のカーテンに取り組み、ホームページなどで周知

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅱ. 住宅の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進			
（ア）家庭でのエネルギー使用量の「見える化」を促進します。			
	家庭でのエネルギー使用量がわかる「省エネナビ」などの普及についての検討 （環境政策部環境企画課）	・「省エネナビ」の市民への貸し出しを検討	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会で「省エネナビ」「ワットモニター」の市民への貸し出しを実施
	家庭や事業所でのエネルギーの有効利用について検証する「省エネルギー診断」の仕組みづくりの検討 （環境政策部環境企画課）	・国や県などの省エネルギー診断に関する情報収集を実施	・うちエコ診断に関する募集広報を予定
（イ）省エネ型家電についての情報提供および情報発信を推進します。			
	省エネ型家電、高効率照明、高効率給湯器などの普及促進のための情報提供および普及啓発 （環境政策部環境企画課）	・横須賀地球温暖化対策地域協議会と協力し、イベント等でLED電球などのPRを実施	・横須賀地球温暖化対策地域協議会と協力し、イベント等でLED電球などのPRを予定
	高効率給湯器やLED照明などの省エネ機器導入への支援 （環境政策部環境企画課）	・家庭用燃料電池の補助制度を検討	・家庭用燃料電池の補助制度を新設
（ウ）建築物における省エネルギー化や省エネルギー機器などについての情報提供・情報発信を推進します。			
	建築物の新築・増改築時における省エネ性能の高い「エコ住宅」や「エコリフォーム」に関する情報提供 （都市部建築指導課） （環境政策部環境企画課）	・長期優良住宅認定申請に係るパンフレットの配架 長期優良住宅認定申請件数：249件	・長期優良住宅認定申請に係るパンフレットの配架

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅲ. 事業活動における省エネルギーの推進			
（ア）事業者の省エネ活動を促進するための普及啓発を進めます。			
	事業活動における環境配慮行動を示した環境配慮指針「事業活動編」の普及 （環境政策部環境企画課）	・2000年度(平成12年度)に策定した事業者向けの環境配慮指針「事業活動編」を活用し、事業者への意識啓発を推進	・事業者向けの環境配慮指針「事業活動編」を本庁、各行政センターに配架
	事業者に対するESCO事業※などについての普及啓発 （環境政策部環境企画課） ※ 工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギーを実現する事業。ESCO事業者は、削減されたエネルギーコスト（光熱水費）の中から報酬を得る	・事業者に節電の取り組みに関する情報提供を実施	・情報収集を行い、ホームページなどによる周知を検討
	深夜の営業時間短縮やライトダウンなどの取り組みについての検討 （環境政策部環境企画課）	・事業者に節電の取り組みに関する情報提供を実施	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会が、ライトダウンの取り組みを実施
	大規模土地利用行為における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進 （環境政策部環境企画課）	・大規模土地利用行為連絡調整会議において、再生可能エネルギーおよび省エネルギー設備の導入に関する意見を提出：2件	・大規模土地利用行為連絡調整会議に該当する案件が生じた場合、同様に意見を提出する
	市街地再開発事業などにおける効率的なエネルギー利用の推進 （市街地整備景観課）	・土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進 権利変換計画認可：1件	・市街地再開発事業において解体除却工事を実施

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度（平成23年度）の実績	2012年度（平成24年度）の予定
iii. 事業活動における省エネルギーの推進			
（イ）事業者と市が協力した省エネ活動を推進します。			
	スーパーや商店街との協力によるレジ袋の使用削減などの取り組みの推進 （資源循環部資源循環総務課） （資源循環部資源循環推進課）	・ごみ処理基本計画の進行管理 ・広報紙で簡易包装の推進を呼びかけるとともに、商店街代表者へ簡易包装推進のお願いを送付 ・2009年(平成21年)5月に賛同した神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力（神奈川県のPRキャラバン隊による啓発活動に協力（アイクルフェアで提供2回））	・ごみ処理基本計画の進行管理 ・簡易包装推進を呼びかけるポスター作成し掲示 ・2009年(平成21年)5月に賛同した神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力
（ウ）事業者のISO認証などの取得を支援します。			
	ISO14001※1および エコアクション21※2認証取得の支援 （経済部経済企画課） ※1 ISO（国際標準化機構）が発効した環境マネジメントシステム規格。環境の継続的改善を図ろうとするもの ※2 環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度。ガイドラインでは、環境への取り組みを効果的に行うシステムを構築・運用する方法について規定している	・ISOの認証取得を検討している中小企業者および協同組合等に対する融資制度の設定：申請なし （制度の内容） 資金使途　運転・設備資金 融資限度額　5,000万円 貸付利率　2.2％以内 ・ISO等の認証を得ようとする中小企業者または個人事業主に対し、補助制度を設定：4事業所　計882千円 ISO9000シリーズ　2事業所 エコアクション21　2事業所 ・ISOの認証取得を検討している事業者に対し、商工相談所相談員による相談：申請なし	・ISOの認証取得を検討している中小企業者および協同組合等に対する融資制度の設定 ・ISO等の認証を得ようとする中小企業者または個人事業主に対し、補助制度を設定 ・ISOの認証取得を検討している事業者に対し、商工相談所相談員による相談

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度（平成23年度）の実績	2012年度（平成24年度）の予定
iv. 建築物などの地域の省エネ化促進			
（ア）省エネルギー機器の設置など建築物の省エネルギー化を推進します。			
	開発行為等における環境配慮を示した環境配慮指針「開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」などを利用した事業者との協議 （環境政策部環境企画課）	・環境配慮指針開発行為事業編について、パソコンにより検索が可能とした「環境ナビゲーションシステム」を、「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく協議の際に開発事業者等に配付し、環境配慮の実践を促進 （CD-ROM：40件配付）	・引き続き、「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく協議の際に、「環境ナビゲーションシステム」を配付
	既存建築物の省エネルギー診断の仕組みづくりの検討 （環境政策部環境企画課）	・国や県などの省エネルギー診断に関する情報収集を実施	・国や県で実施している省エネルギー診断の活用などを検討
	BEMS※導入のための情報提供および普及促進 （環境政策部環境企画課） ※（Building Energy Management System：ベムス）IT技術の活用により業務ビルのエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム	・BEMSに関する情報収集を実施	・BEMSに関する情報収集を行い、普及啓発を検討
	IT機器や照明、高効率空調等の導入支援 （環境政策部環境企画課）	・LED照明導入支援などの情報収集を実施	・情報収集を行い、支援の必要性を検討

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅳ. 建築物などの地域の省エネ化促進			
（イ） 店舗や商店街などへの省エネルギー機器の導入支援を検討します。			
	商店街などへの省エネルギー機器導入のための情報提供 （経済部商業観光課）	・商店街共同施設整備・補修事業補助制度の情報提供：104団体	・引き続き、商店街共同施設整備・補修事業補助制度の情報提供を実施
	商店街等への省エネ機器導入の支援 （経済部商業観光課）	・街路灯を水銀灯から省エネ電球に交換する事業等に対し補助：実績なし	・継続実施
（ウ） 建築物の新築・増改築時での省エネルギー性能の高い設備の導入を促進します。			
	一定規模以上の建築物への省エネ設備導入の促進 （都市部建築指導課）	・省エネルギー措置届出件数：60件	・継続実施

施策の方針（２）低炭素型都市の構築

施策の分野①「拠点ネットワーク型都市づくり」の実施状況

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅰ．拠点ネットワーク型都市づくり		
（ア）中心市街地および拠点市街地における土地の高度利用と多様な都市機能の集積を図ります。		
一定規模以上の開発区域内への新エネルギー導入の促進 （都市部都市計画課） （環境政策部環境企画課）	・大規模民間住宅開発地への太陽光発電付住宅整備計画の情報収集を実施	・大規模民間住宅開発地一団地について、太陽光発電付住宅を販売開始
エコエネルギータウン化のモデル事業の可能性についての検討 （都市部都市計画課） （環境政策部環境企画課）	・メガソーラー候補地の検討	・メガソーラーの誘致を実施 風力発電施設の立地可能性を検討
「横須賀市都市計画マスタープラン」に基づいた中心市街地および拠点市街地に都市機能を集積した「歩いて暮らせる都市構造」形成の推進 （都市部都市計画課） （都市部市街地整備景観課）	・実績なし	・横須賀中央エリアの大滝町2丁目地区市街地再開発事業における建築物の解体除却工事を実施 ・市街地再開発事業等建て替えに向けて説明会の開催・コンサルタントの派遣
（イ）拠点市街地間の公共交通網の拡充と郊外市街地における生活利便施設の整備の促進を図ります。		
「横須賀市都市計画マスタープラン」に基づいた中心市街地および拠点市街地に都市機能を集積した「歩いて暮らせる都市構造」形成の推進 （都市部都市計画課） （経済部商業観光課）	・実績なし	・横須賀中央エリアに循環バスの運行を検討

施策の分野②「都市交通にかかる環境負荷の低減」の実施状況

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅰ．道路交通の円滑化および物流の高効率化		
（ア）モーダルシフトについての普及啓発を進めます。		
自動車利用からの鉄道や海運へのモーダルシフトに関する情報提供 （港湾部港湾企画課） （土木部交通計画課）	・長距離フェリーの誘致活動	・引き続き、長距離フェリーの誘致活動を実施

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．道路交通の円滑化および物流の高効率化		
（イ）道路交通流の円滑化を図ります。		
交通需要マネジメント（TDM）、高度道路交通システム（ITS）の検討 （土木部交通計画課）	・交通需要マネジメント（TDM）、高度道路交通システム（ITS）の情報収集を実施	・交通需要マネジメント（TDM）、高度道路交通システム（ITS）の情報収集を実施予定
都市間および地域間を相互に連絡する主要道路ネットワークの整備 （土木部交通計画課） （土木部道路建設課）	・広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間・地域間相互を連絡する国道357号や三浦半島中央道路の早期整備のための要望活動等を実施	・広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間・地域間相互を連絡する国道357号や三浦半島中央道路の早期整備のための要望活動等の継続
交通安全施策等に関し、各道路管理者並びに交通管理者間の連絡調整を図る （土木部交通計画課）	・交通安全施策等に関し道路管理者及び交通管理者間の情報共有、連絡調整のため「交通問題対策部会」を開催：3回開催	・交通安全施策等に関し道路管理者及び交通管理者間の情報共有、連絡調整のため「交通問題対策部会」を開催：2回開催予定
渋滞の緩和および円滑な交通流確保のための道路整備 （土木部道路建設課）	・2路線の道路整備 佐島の丘関連道路、長浦臨港線	・2路線の道路整備 佐島の丘関連道路、長浦臨港線
（ウ）地産地消の推進による輸送に伴うエネルギー消費削減を図ります。		
地産地消についての普及・奨励 （経済部農林水産課）	・地産地消ショップ 187店舗	・地産地消ショップ 210店舗（目標）

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅱ．燃費・エネルギー効率の良い自動車の普及および燃費向上の工夫		
（ア）EV（電気自動車）などのクリーンエネルギー自動車の普及啓発を進めます。		
EV（電気自動車）の普及啓発のためのカーシェアリング（共同使用）の検討 （環境政策部環境企画課）	・EV（電気自動車）やカーシェアリング（共同使用）の情報収集を実施	・EV（電気自動車）やカーシェアリング（共同使用）の情報収集を実施
クリーンエネルギー自動車などの購入に対する助成・優遇制度の検討 （経済部企業誘致・工業振興課） （環境政策部環境企画課）	・電気自動車の普及促進に向け、事業者を対象とした充電器設置費補助とEV購入費補助を実施 充電器設置費補助（3件） EV購入費補助（3台） **【参考】CO_2削減効果推計** ＜電気自動車3台＞ 神奈川県地球温暖化対策推進条例による計画書制度の計算方法により推計 ・電気自動車：燃費0.3kWh/km（燃料給電量300kWh/走行距離1,000km）で推計 0.3kWh/km×1,000km× 排出係数0.375kg-CO_2/kWh×3台 ＝337.5kg-CO_2 ・ガソリン車：燃費0.1L/km（燃料給油量100L/走行距離1,000km）で推計 0.1L/km×1,000km× 排出係数2.32kg-CO_2/L×3台 ＝696kg-CO_2 ・CO_2削減効果：358.5kg-CO_2 （電気自動車とガソリン自動車の差で推計）	・引き続き、電気自動車の普及促進に向け、事業者を対象とした充電器設置費補助とEV購入費補助を実施 ・個人を対象としたクリーンエネルギー自動車などの購入に対する助成・優遇制度の検討

	事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅱ．燃費・エネルギー効率の良い自動車の普及および燃費向上の工夫			
（イ）充電拠点の整備などにより、EV(電気自動車)が利用しやすいまちづくりを進めます。			
	EV(電気自動車)の普及および充電設備整備のための支援 (経済部企業誘致・工業振興課) (環境政策部環境企画課)	・電気自動車の普及促進に向け、事業者を対象とした充電器設置費補助とEV購入費補助を実施 充電器設置費補助(3件) EV購入費補助(3台) 【参考】CO_2削減効果推計 P.20参照	・引き続き、電気自動車の普及促進に向け、事業者を対象とした充電器設置費補助とEV購入費補助を実施 ・PCS(EV用電力制御装置)補助を事業者および個人を対象に実施
（ウ）公共交通機関のクリーンエネルギー化を促進します。			
	ハイブリッド型バスなど公共交通機関の低公害車両の導入支援 (土木部交通計画課)	・ハイブリッド型バスなどの導入状況等の情報収集を実施	・ハイブリッド型バスなどの導入状況等の情報収集を実施
（エ）公共交通機関のクリーンエネルギー化を促進します。			
	市民や事業者向けのエコドライブ講習会の開催 (環境政策部環境企画課)	・イベントなどでエコドライブのステッカー等を配布	・イベントなどで啓発活動を実施 ・広報よこすかに啓発記事を掲載
	アイドリングストップの推進 (環境政策部環境管理課)	・車両貼付用アイドリング・ストップ啓発シールを1,000枚作成し、指定事業所等の事業者、駐車場設置者、安全運転管理者加入事業所、市内タクシー業界に対し配布 ・広報よこすかに啓発記事を掲載 ・カウンターのパンフレット配架の実施	・車両貼付用アイドリングストップ啓発シールを1,000枚作成し、指定事業所の事業者、駐車場設置者、安全運転管理者加入事業所、市内タクシー業界に対し継続して配布を実施 ・広報よこすかに啓発記事を掲載 ・カウンターのパンフレット配架の実施
	冬期における大気汚染対策の実施 (環境政策部環境管理課)	・ボイラー使用の適正管理暖房温度の適正化など。 実施期間：2011年(平成23年)12月～2012年(平成24年)2月 ・自動車使用抑制・アイドリングストップなど。 実施期間：2011年(平成23年)11月～2012年(平成24年)1月 ・広報よこすか、ポスターにより大気汚染防止について啓発	・自動車使用抑制・アイドリングストップを継続して実施 ・広報よこすか、ポスターにより大気汚染防止について啓発 ・ボイラー使用の適正管理、暖房温度の適正化などを立入指導

	事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅲ．過度な自動車依存からの脱却			
（ア）公共交通網の拡充と公共交通の利用の促進を図ります。			
	バスや鉄道など公共交通機関の利用促進のための普及啓発や仕組みづくり (土木部交通計画課)	・公共交通機関の利用促進を図るため広報紙への掲載を実施	・公共交通機関の利用促進を図る広報等を実施予定
	モビリティマネジメント(MM)の仕組みづくりの検討 (土木部交通計画課)	・高坂小学校の6年生を対象にモビリティ・マネジメント教育※を実施 (5回開催) ※モビリティ・マネジメント教育： 移動手段や社会全体の交通を見直すことで環境改善についての自発的な行動を促す教育のこと	・高坂小学校の6年生を対象にモビリティ・マネジメント教育を実施する (5回開催予定)

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
iii．過度な自動車依存からの脱却			
（イ）地域の公共交通の利便性の向上を図ります。			
	ノンステップバスの導入促進やコミュニティバスなどの導入 （土木部交通計画課）	・高齢者をはじめ誰もが安全で利用しやすいノンステップバスの普及促進のため、バス事業者が購入するノンステップバスに対し、車両購入費の一部を補助：8台	・高齢者をはじめ誰もが安全で利用しやすいノンステップバスの普及促進のため、バス事業者が購入するノンステップバスに対し、車両購入費の一部を補助：4台補助予定
（ウ）自転車の利用促進を図ります。			
	自転車のレンタサイクル事業 （土木部土木総務課）	・レンタサイクル事業（通称スカチャリ）を横須賀駅第1自転車等駐車場と久里浜駅自転車等駐車場で社会実験として実施 延べ1,310台貸出 期間：84日間※ ※2011年(平成23年)4月29日～2012年(平成24年)3月31日までの土・日曜日、祝日（5月2日・6日を含む） ※2011年(平成23年)12月から2012年(平成24年)2月までを除く	・実験結果の評価検証および課題への対応を検討することとし、社会実験は実施しない

施策の分野③「みどりの保全と創出」の実施状況

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．緑地保全および緑化の推進			
（ア）「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、温室効果ガス吸収源としての緑地の保全・緑化の推進を図ります。			
	民有地緑化支援制度の整備 （環境政策部環境企画課）	・民有地に存在する自然植生を守るため、土地所有者に対する支援制度の運用に向けて、要綱の検討および策定を行った	・制度の運用開始
	市民緑地制度の活用によるみどりの保全 （環境政策部環境企画課）	・緑地の土地所有者と市が契約を締結し、市民にその緑地を公開するための本制度の運用に向け、要綱の検討および策定を行った	・制度の運用開始
	市民や事業者に対する敷地内緑化の推奨および屋上緑化・壁面緑化などへの支援 （環境政策部環境企画課）	・特に緑化が必要な地域において、民有地（工場・事業所含む）の敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等の緑化行為に対する支援制度の制度設計を行い、要綱を検討し策定した	・制度の運用開始
	優良な緑化施設を認定し、税の軽減を図る制度（緑地施設整備計画認定制度）の検討・創設 （環境政策部環境企画課） （環境政策部緑地管理課）	・民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して優遇措置を受けることができる本制度の導入に向け、情報収集や検討を実施した	・制度運用に向けた調査検討および要綱の策定
	建築行為時の緑化率義務付け等により都市緑化の推進をはかる （環境政策部環境企画課） （環境政策部緑地管理課）	・みどりが不足している市街地において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う際に、一定の緑化を義務付ける緑化地域制度の導入に向けた情報収集、検討を行った ・緑化地域制度連絡会に出席し、情報収集及び事例視察を行った	・緑化地域制度連絡会に出席して情報収集を行う

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅰ．緑地保全および緑化の推進			
（ア）「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、温室効果ガス吸収源としての緑地の保全・緑化の推進を図ります。			
	地区計画の決定や緑地協定の締結 （環境政策部緑地管理課） （都市部都市計画課）	・地区の課題や特徴を踏まえた、地区計画を変更 1件実施（長瀬1丁目地区） ・市街地の良好な緑環境を確保するため、住民間で締結する緑地の保全・緑化に関する緑地協定の指導、認可を実施 2011年度(平成23年度)は制度の運用を図った	・地区計画 長沢3丁目地区地区計画 森崎3丁目地区地区計画 森崎5丁目地区地区計画 衣笠町地区地区計画 ・継続して緑地協定の締結に向けた指導等を実施
	「適正な土地利用の調整に関する条例」による緑地指導 （環境政策部緑地管理課）	・「適正な土地利用の調整に関する条例」による開発行為等に対する緑化の指導 指導件数：69件	・継続して緑化指導を実施
（イ）道路整備に伴う道路沿道の緑化、公共施設の緑化、公園整備などを推進します。			
	新設公園整備における緑化の推進 （環境政策部公園建設課）	・くりはまみんなの公園 緑被率　86％ 公園面積　22,628.2㎡ 緑地面積　19,462.0㎡	・(仮称)佐原2丁目公園の整備 ・(仮称)馬堀海岸4丁目第2公園の整備 ・(仮称)破崎緑地の整備
	歩車道整備に伴う街路樹の植栽や法面緑化などをできる限り実施 （土木部道路建設課）	・歩車道整備（北久里浜駅前通り）に伴い、植栽を実施：街路樹34本	・2012年度(平成24年度)は歩車道整備による植栽の実施予定はなし

施策の方針（３）循環型都市の形成

施策の分野①「ごみの減量化・資源化、適正処理の推進」の実施状況

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．発生抑制（リデュース）の推進		
（ア）家庭ごみの排出量削減を図ります。		
市民に対する「ごみトーク」などによる「ごみ」の発生抑制に関する周知啓発 （資源循環部資源循環推進課）	・「広報よこすか」などに、市民および事業者に対してごみの減量化・資源化、適正処理について啓発記事を掲載 ・町内会・自治会等を対象としたごみの減量化・資源化啓発事業に関するごみトークの実施：50回 ・市民を対象としたごみ処理施設の見学、小中学生を対象としたごみ処理を中心とした環境問題の学習 ごみ問題学習会：18回開催 子どもごみ教室：20回開催	・「広報よこすか」などに、市民および事業者に対してごみの減量化・資源化、適正処理について啓発記事を掲載 ・町内会・自治会等を対象としたごみの減量化・資源化啓発事業に関するごみトークを継続して実施 ・市民を対象としたごみ処理施設の見学、小中学生を対象としたごみ処理を中心とした環境問題の学習を継続して実施
「環境にやさしい買い物キャンペーン」の普及・啓発 （環境政策部環境企画課）	・神奈川県のレジ袋削減協定に、横須賀市地球温暖化対策地域協議会が参加	・商店街に対し、周知啓発を実施
（イ）事業系ごみの減量化、資源化などを図ります。		
事業者に対する「ごみ」の減量化、資源化などの指導 （資源循環部資源循環推進課）	・排出事業者に対する適正排出の指導、啓発 ・市内213事業者から報告書を受領	・排出事業者に対する適正排出の指導、啓発を継続して実施 ・市内約300事業者へ報告書提出依頼
（ウ）市民・事業者と連携した「ごみ」の発生抑制に関する取り組みを推進します。		
「ごみ」の排出抑制につながる施策（例：家庭ごみの有料化や生ごみ減量化処理機器購入費補助など）についての検討・推進 （資源循環部資源循環総務課） （資源循環部資源循環推進課）	・家庭ごみの有料化を実施している全国自治体数の調査 ・家庭用生ごみ等減量化処理機器購入費補助（家庭用生ごみ等減量化処理機器※を購入した市民に購入額の半額、3万円を限度に補助金を交付） 113基　2,131,900円 ※ 電気式、EM処理容器、 コンポスト容器、小枝粉砕機	・家庭ごみの有料化を実施している全国自治体数の調査の継続実施 ・家庭用生ごみ等減量化処理機器購入費補助（家庭用生ごみ等減量化処理機器を購入した市民に購入額の半額、3万円を限度に補助金を交付）を継続して実施
店舗や商店街との協力による簡易包装やレジ袋削減などの取り組みの推進 （資源循環部資源循環総務課） （資源循環部資源循環推進課）	・ごみ処理基本計画の進行管理 ・広報紙で簡易包装の推進を呼びかけるとともに、商店街代表者へ簡易包装推進のお願いを送付 ・2009年(平成21年)5月に賛同した神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力（神奈川県のPRキャラバン隊による啓発活動に協力（アイクルフェアで提供2回））	・ごみ処理基本計画の進行管理 ・簡易包装推進を呼びかけるポスター作成し掲示 ・2009年(平成21年)5月に賛同した神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取り組みの実践に関する宣言に協力

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅱ．再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）および適正処理の推進		
（ア）ごみの分別や資源化、不用品の再使用の促進に関する情報提供・普及啓発を進めます。		
町内会などへの「ごみトーク」による「ごみ」の減量化・資源化の啓発 （資源循環部資源循環推進課）	・要望のあった町内会を対象に「ごみトーク」を50回実施	・引き続き、要望のあった町内会等で随時「ごみトーク」を実施

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度（平成23年度）の実績	2012年度（平成24年度）の予定
ⅱ．再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）および適正処理の推進			
（イ）地域や事業者が行うリサイクルのための自主的な取り組みを支援します。			
	公共工事における再生材の利用促進および廃棄物の再生利用 （都市部建築指導課）	・一定規模以上の公共工事について、通知書により内容を把握 ① 建築物の解体工事、 ② 新築・増築工事、 ③ 修繕・模様替等工事、 ④ 建築物以外の工作物の工事 計252件	・引き続き、通知書により市内の公共工事の件数及び内容を把握
（ウ）リサイクルプラザ“アイクル”を拠点とした各種啓発事業を推進します。			
	リサイクルプラザ“アイクル”での施設見学、リサイクル教室などの開催 （資源循環部リサイクルプラザ）	・施設見学：137団体　8,663人 ・アイクルフェア：3回開催 来場者総数：10,500人 内容：再生家具の有償提供（入札）、リサイクル体験コーナー、古本市等 ・リサイクル体験教室※：129回 延べ1,143人 ※ パッチワーク、チャンティ織り、裂き織り、裂き布ぞうり などを作成	・引き続き古布などの廃棄物を利用した作品づくり等のリサイクル体験教室を開催
（エ）地域の「ごみ」の減量化・資源化を推進する人材の育成を支援します。			
	「アイクル・マイスター」および「ごみダイエット推進員」の活動支援 （資源循環部リサイクルプラザ） （資源循環部資源循環推進課）	・アイクル・マイスター活動 定例会：12回（延べ44人） イベントへの参加：4回（延べ14人） ・ごみダイエット推進員を対象としたごみ処理施設の見学会および研修会の実施 ごみ処理施設見学会：9回開催（120人） 研修会：11回開催(253人)	・ごみの減量化、資源化の輪を広げるため、アイクル・マイスターによる啓発活動等を継続して実施 ・引き続きごみダイエット推進員を対象としたごみ処理施設の見学会および研修会を実施
（オ）代替フロン類の適正回収を図ります。			
	代替フロン類の排出抑制についての情報提供 （環境政策部環境企画課）	・情報提供の方法などを検討	・情報収集を行い、ホームページなどによる周知を検討

【参考】ごみの排出量等の推移について

ごみの排出量等の推移は、次のとおりです。市域施策編で基準年度としている1990年度（平成２年度）と比較して、排出量、焼却量ともに近年は大きく減少し、資源化率が向上していますが、これは分別収集区分の変更や処理施設におけるごみの持ち込みの制限などを行ったためです。

（単位：t）

年度	1990（H２）	2007（H19）	2008（H20）	2009（H21）	2010（H22）	2011（H23）
排出量	238，594	172，829	164，479	158，746	156，232	153，969
焼却量	148，912	113，146	107，776	104，760	103，160	101，717
資源化率	6．4％※	38．1％	37．8％	35．9％	36．0％	34．7％

※ 1990年度の資源化率の公表値がないため、現在の資源化率の算出方法と同様に算出した値

施策の方針（４）地球温暖化適応型都市の構築

施策の分野①「災害防止対策の推進」の実施状況

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．雨水などの利用・防災対策の推進		
（ア）災害リスクの把握や災害に関する情報を提供し、災害発生時の減災対策を推進します。		
ハザードマップ※の作成 （市民安全部危機管理課） ※ 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの	・新たに作成したハザードマップはなし	・新たに「津波ハザードマップ」を作成予定
（イ）浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及や指導に努めます。		
雨水排水施設の整備 （上下水道局技術部技術推進課）	・降雨時の浸水を防止するため、雨水排水施設の整備を推進 雨水整備面積率：62.2％	・下水道計画区域の幹線管渠・枝線管渠の整備を行う
雨水浸透桝の設置指導 （上下水道局技術部給排水課）	・一般家屋の建て替え等に合わせ浸水被害軽減策として、雨水浸透桝の設置促進を図った	・継続して家屋建替え時に、浸水被害軽減策として、雨水浸透桝の設置促進を図る
透水性舗装整備の推進 （環境政策部公園建設課） （土木部道路建設課） （土木部道路補修課） （上下水道局技術部技術推進課）	・透水性舗装 くりはまみんなの公園、公園墓地等 計6,275㎡ 新港通り線等：3,892㎡ ・雨水浸透舗装：537㎡	・透水性舗装 (仮称)佐原2丁目公園、 (仮称)馬堀海岸4丁目第2公園、 公園墓地等 計9,620㎡
（ウ）水資源の有効利用として、雨水などの利用を推進します。		
雨水利用の促進支援 （環境政策部環境企画課）	打ち水キャンペーンの実施（年1回）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会において、打ち水セットの貸し出しを実施

施策の分野②「ヒートアイランド対策の推進」の実施状況

事業・取り組み（担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ｉ．ヒートアイランド対策の推進		
（ア）市民などができるヒートアイランド対策について周知啓発を進めます。		
打ち水や緑のカーテンなどの取り組みの周知啓発 （環境政策部環境企画課）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会において「緑のカーテン講習会」を開催：1回 ・市の施設（8カ所）で取り組んだ緑のカーテンをホームページで周知 ・打ち水キャンペーンの実施：1回	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念イベントの中で、緑のカーテン講習会を実施：1回 ・市の施設（20カ所）で緑のカーテンに取り組み、ホームページなどで周知 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会が打ち水セットの貸し出しを実施
（イ）道路整備など保水性建材や遮熱性舗装の活用を進めます。		
道路整備などの際の保水性舗装や遮熱性舗装などの効果の検証と推進 （土木部道路補修課）	・通常舗装との工事費比較を実施	・通常舗装と比較した費用対効果等を検証予定
（ウ）建築敷地内緑化および建築物への屋上緑化や壁面緑化の推進を図ります。		
市街地における屋上緑化や壁面緑化など緑化推進のための支援 （環境政策部環境企画課）	・民有地に存在する自然植生を守るため、土地所有者に対する支援制度の運用に向けて、要綱の検討および策定を行った	・制度の運用開始

施策の方針（５）市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成

施策の分野①「環境教育・環境学習の推進」の実施状況

事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅰ．学校などにおける環境教育の推進		
（ア）「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づき、地球温暖化に関連した環境教育・環境学習を推進します。		
市民、事業者、学校および市の関連部局などとの情報共有のためのネットワークづくりの推進 （環境政策部環境企画課）	・環境教育・環境学習ネットワーク会議を開催し、環境教育施策について意見交換や情報共有を行った：3回 ・市民、事業者、学校等のそれぞれの主体の交流を目指す「相互交流を生かした人材育成講座」を開催：3回	・環境教育・環境学習ネットワーク会議を開催し、環境教育施策について意見交換や情報共有を行う ・市民、事業者、学校等のそれぞれの主体の交流を目指す「相互交流を生かした人材育成講座」を引き続き開催
地球温暖化対策に関する情報の一元化・共有化および情報提供 （環境政策部環境企画課）	・環境全般の情報誌「よこすかECO通信」を4回発行（温暖化に特化した記事掲載はなし）	・「よこすかECO通信」を4回発行 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会による情報提供を検討
エコスクールの検討などハード・ソフト両面における環境教育の推進 （環境政策部環境企画課）	・環境教育指導者の派遣：5校9回 ・巡回環境パネル展の実施：2校 ・環境学習冊子「よこすかのかんきょう」の配付（全5年生児童）	・環境教育指導者の派遣 ・巡回環境パネル展の実施 ・環境学習冊子「よこすかのかんきょう」の配付（希望校のみ）
（イ）市民ボランティアなどによる体験型環境学習を推進します。		
地球温暖化対策や新エネルギーに関する体験型環境学習の実施 （環境政策部環境企画課）	・NPOによる体験型環境学習を実施：小学校1校 ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会による環境教室を実施：1回	・引き続き、NPOによる体験型環境学習を実施
（ウ）環境教育指導者などのスキルアップシステムを構築します。		
地球温暖化対策や新エネルギー分野における環境教育指導者などの人材育成 （環境政策部環境企画課）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会に環境教育・環境学習プロジェクトチームを設置 ・環境教育指導者研修会を1回開催（テーマは「放射性物質を知る講座」）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会の環境教育・環境学習プロジェクトチームが活動を実施 ・環境教育指導者研修会を1回開催

施策の分野②「連携・協働の仕組みづくり」の実施状況

事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅰ．市民・事業者による地域の環境活動の推進		
（ア）「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と協力・連携し、市域における温暖化対策の取り組みを推進します。		
「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」との連携の強化 （環境政策部環境企画課）	・キャンドルナイトの開催：1回 ・節電アイデアコンクールの開催：1回 ・節電セミナーの開催：1回	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念事業の実施
市民・事業者などへの地球温暖化の影響やその対策についての普及啓発 （環境政策部環境企画課）	・緑のカーテン講習会の開催：1回 ・子ども向け環境教室の実施：1回 ・節電啓発事業の実施	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念事業の実施 ・節電啓発事業の実施 ・市民対象の省エネセミナー開催
（イ）地球温暖化対策に取り組む事業者との協力・連携を図ります。		
地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業者の公表および表彰 （環境政策部環境企画課）	・レジ袋削減に取り組み、その収益を横須賀市地球温暖化対策地域協議会へ寄付した企業に、感謝状を贈呈	・レジ袋削減に取り組み、その収益を横須賀市地球温暖化対策地域協議会へ寄付した企業に、感謝状を贈呈

	事業・取り組み （担当部課）	2011年度(平成23年度)の実績	2012年度(平成24年度)の予定
ⅱ．市民・事業者・行政の連携の推進			
（ア）市民・事業者・市が連携した経済的メリットも得られる取り組みを推進します。			
	地球温暖化対策の推進につながる「地域版ポイント制度」導入の検討 （環境政策部環境企画課）	・商工会議所や関係各課から構成する重点プロジェクト推進検討会議により検討：2回開催 ・先進事例の視察を実施：1回	・重点プロジェクト推進検討会議における検討 ・先進事例の視察を実施：1回
（イ）市民・事業者・市が連携した地球温暖化対策の周知啓発を進めます。			
	市民・事業者・市が連携した地球温暖化対策の取り組みの検討 （環境政策部環境企画課）	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会による取り組みの検討	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会による取り組みの検討
	地球温暖化対策に関するイベントの共同開催 （環境政策部環境企画課）	・キャンドルナイトの開催：1回 ・節電アイデアコンクールの開催：1回 ・節電セミナーの開催：1回	・横須賀市地球温暖化対策地域協議会5周年記念イベントの開催
	船舶への陸電供給等、温室効果ガスの削減に関する事業の調査・研究 （環境政策部環境企画課）	・陸電供給設備を持つ省エネ船の視察を実施	・情報収集を実施

４．重点プロジェクトの実施状況

基本方針に基づき市域施策編を推進していくうえで、特に重要であると考えられる各種施策を横断的に推進していくものを重点プロジェクトとして３つ設定しています。

（１）経済活動と環境活動の連携による地域活性化プロジェクト

① 概要

地球温暖化対策に関する取り組みを実践することで、地域経済が活性化し、活性化した地域経済が取り組みのさらなる普及拡大を促すという「環境と経済の好循環システム」を作り出すことが、市域施策編の基本方針「経済と環境の好循環につながる施策の展開」の目指す姿の一つです。

このプロジェクトは、取り組みに関わる全ての主体が「損をしない」、そして、取り組みを進めることで地域経済が好循環する「得する」環境を生み出すきっかけをつくることを目指していきます。

② 2011年度（平成23年度）の取り組み

重点プロジェクトの推進について検討を行うため、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を新設し、他都市事例を参考にインセンティブのある「エコポイント制度」について、検討を行いました。

（重点プロジェクト推進検討会議の開催：２回）

③ 2012年度（平成24年度）の予定

重点プロジェクトの推進について検討を行うため、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を開催し、他都市事例を参考にインセンティブのある「エコポイント制度」を、2013年度（平成25年度）から開始することを目指して、具体的な事業内容の検討を行います。

（２）省エネ“はじめの一歩”プロジェクト

① 概要

地球温暖化対策に関する一般的な理解や関心は高まっている一方で、具体的な行動の実践には十分に結びついていない現状があります。

このように「取り組む必要があるとわかっていながら踏み出せない」という現状を変えていくことが、地域における地球温暖化対策の推進の鍵になると考えられます。

こうした現状を踏まえ、「取り組む必要がある」という認識からさらに一歩踏み出すため、取り組みを実践したくなるような仕組みが必要になります。そこで、このプロジェクトは、積極的な取り組みに対する顕彰制度など、市民や事業者が自ら進んで取り組めるような仕組みを構築し、日常生活における省エネ活動の実践を促していきます。

② 2011年度（平成23年度）の取り組み

重点プロジェクトの推進について検討を行うため、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を新設しました。

横須賀市地球温暖化対策地域協議会において、小・中学生や市民を対象に節電アイデアを募集する「節電アイデアコンクール」を実施し表彰を行いました。（応募数：76点）

③ 2012年度（平成24年度）の予定

重点プロジェクトの推進について検討を行うため、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を開催します。

市内小学校２校を対象に夏季の学校と家庭における節電や省エネの取り組みをポイント化する「夏休みエコチャレンジポイント事業」を実施します。

横須賀市地球温暖化対策地域協議会において、夏季に節電に取り組んだ市民に抽選でＬＥＤ電球をプレゼントする「よこすか節電チャレンジ」や見える化機器（省エネナビ、ワットモニター）の貸し出しを実施します。また、小・中学生を対象にした「節電コンクール」や、市民を対象にした「緑のカーテンコンテスト」を実施し表彰を行います。

エネルギーの見える化を進めるために、ＨＥＭＳ※等の設備導入施策の検討を行います。

※（Home Energy Management System：ヘムス）ＩＴ技術の活用によりエネルギーの使用状況のリアルタイム料金表示など、家庭におけるエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム

（３）低炭素まちづくりプロジェクト

① 概要

地域における地球温暖化対策の取り組みの中で重要な側面の一つとして、社会経済活動の基盤となるまちづくりの観点からの低炭素化が挙げられます。

低炭素なまちづくりを進めるにあたっては、住宅やオフィスビルなどの建物単体への対策の推進だけではなく、街区・建物間のエネルギー共有によるエネルギーの効率的な利用や、自動車の利用からエネルギー効率の良い公共交通や自転車利用への転換による都市交通に係る環境負荷の低減など、さまざまな取り組みを複合的に実施することが必要となります。

こうした取り組みを効率的、かつ、効果的に進めるため、このプロジェクトは、モデル的な施策を実施し、地域におけるシンボル的な役割を担うことで、市民への普及啓発効果と今後の取り組みにつなげていくためのきっかけづくりとすることを目指していきます。

② 2011年度(平成23年度)の取り組み

重点プロジェクトの推進について検討を行うため、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を新設しました。

メガソーラー誘致の基礎調査を実施した土地への事業者誘致を、神奈川県と連携して実施しました。

③ 2012年度(平成24年度)の予定

重点プロジェクトの推進について検討を行うため、商工会議所や市の関係部局（経済部・資源循環部等）で構成する重点プロジェクト推進検討会議を開催します。

住宅用太陽光発電システム補助事業を拡充し、家庭用燃料電池システムやＰＣＳ（ＥＶ用電力制御装置）など多様なエネルギーシステムに対し補助を行います。

メガソーラーの事業者誘致や風力発電施設の立地可能性の検討を、神奈川県と連携して実施します。

公共施設等の屋根を太陽光発電事業者に貸し出す「屋根貸し事業」について、検討を行います。

第３章　市役所事務事業編の進捗状況

１．市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量

（１）2011年度(平成23年度)の温室効果ガス排出量実績

市の事務・事業から発生する温室効果ガスは、直接排出量を測定するものではなく、活動量（例えば電気、ガス、ガソリンなどの使用量）と排出係数（単位使用量あたりの温室効果ガス排出量）により算定を行います。

（例：電気の使用によるCO_2排出量(kg-CO_2)＝電気使用量(kWh)×電気の排出係数(kg-CO_2/kWh)）

排出係数は電気やガスによる温室効果ガスの排出実態に合わせて、国等において算出されるもので適宜更新されます（特に電気の排出係数は毎年更新されます)。「市役所事務事業編」においては、目標に対して実際の活動の状況（活動量）を把握・評価・見直しを行っていくため、計画期間中の排出係数を一定としています。

2011年度(平成23年度)に指定管理者を除く市の事務・事業から発生した温室効果ガスの排出量は、CO_2換算で61,451トンでした。これは、「市役所事務事業編」の基準年度である2008年度(平成20年度)と比較して6.6%の削減（4,347トンの減)であり、目標である5.0%の削減（62,508トンの減）を達成しました。

2011年度(平成23年度)は、東日本大震災の影響による電力供給不足の懸念により、徹底した節電の取り組みを実施したことなどから、温室効果ガス削減量が目標を上回ったと考えられます。

市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量の増減を表４に示します。また、参考として「市域施策編」の基準年度である1990年度(平成２年度)との比較を表５に示します。

表４　温室効果ガス排出量と増減（2008年度(平成20年度)との比較）

指定管理者施設	2008年度(平成20年度)【基準年度】排出量(t)	2011年度（平成23年度)【実績】			2021年度（平成33年度)【目標年度】	
		排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
除く	65,798	61,451	－4,347	－6.6%	62,508	－5.0%
含む	79,683	75,070	－4,613	－5.8%	76,150	－4.4%

表５　温室効果ガス排出量と増減（1990年度(平成２年度)との比較）【参考】

指定管理者施設	1990年度(平成２年度)排出量(t)	2011年度（平成23年度)【実績】			2021年度（平成33年度)【目標年度】	
		排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
除く	63,198	61,451	－1,747	－2.8%	62,508	－1.1%
含む	69,748	75,070	5,322	7.6%	76,150	9.2%

なお、「市域施策編」においては、毎年度の排出係数を使用して温室効果ガス排出量を算定するため、参考として、「市役所事務事業編」についても、毎年度の排出係数を使用して算定した数値を表６に示します。

表６　毎年度の排出係数を使用して算定した温室効果ガス排出量【参考】

指定管理者施設	2008年度(平成20年度)【基準年度】排出量(t)	2011年度（平成23年度)【実績】			2021年度（平成33年度)【目標年度】	
		排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
除く	65,798	57,718	－8,080	－12.3%	62,508	－5.0%
含む	79,683	70,458	－9,225	－11.6%	76,150	－4.4%

【参考】夏季節電の取り組みについて

2011年(平成23年)３月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給が厳しい状況となり、電力需要が増加する夏季には大規模な節電の取り組みが行われました。

東京電力管内の大規模事業所に対しては、37年ぶりに電気事業法第27条に基づく電力の使用制限が実施され、施設ごとの削減目標が国から指定されました。また、家庭や小規模事業者に対しては、「前年度比で15%削減」の節電目標に基づき、自主的な節電を求められました。

こうした状況から、横須賀市についても、施設ごとの削減目標（０～15%）が指定されたため、「横須賀市節電対策基本方針」を策定し、節電に積極的に取り組みを行いました。

2011年度(平成23年度)の夏季の削減結果は次のとおりです。

①　法令による電力使用制限対象施設13施設（契約電力500kW以上の施設）

施設名称	目標	７月	８月	９月	施設名称	目標	７月	８月	９月
本庁舎	15%	20.0%	19.8%	16.8%	下町浄化センター	５%	7.1%	7.1%	7.3%
ウェルシティ	15%	32.8%	23.7%	18.2%	上町浄化センター	５%	14.7%	11.7%	21.7%
リサイクルプラザ	15%	26.2%	16.9%	19.7%	西浄化センター	５%	16.5%	11.7%	20.7%
南処理工場	15%	32.4%	24.4%	85.6%	有馬浄水場	５%	6.2%	7.4%	6.9%
芸術劇場他	15%	20.4%	27.2%	21.8%	市民病院	０%	18.3%	15.2%	15.5%
横須賀美術館	15%	20.4%	24.7%	27.7%	うわまち病院	０%	12.8%	11.1%	9.1%
総合体育会館	15%	25.0%	48.7%	47.3%					

※　「ウェルシティ」には「すこやかん」およびウェルシティ内のレストランや自動販売機等を含みます。また、「芸術劇場」には、「市民活動サポートセンター」および「産業交流プラザ」等を含みます。

②　①以外の集計対象施設（148施設を１単位として集計）

施設名称	目標	７月	８月	９月
その他市役所（148施設)	15%	18.4%	20.9%	15.1%

※　「横須賀市節電対策基本方針」では、法令による電力使用制限対象施設以外の施設のうち、ライフライン関連施設等を除く148施設を「その他市役所」として、１単位で集計しています。

（２）３事業者（市長部局、教育委員会、上下水道局）別温室効果ガス排出量実績

省エネ法等では、市の事業者単位は市長部局、教育委員会、上下水道局の３事業者に分けられ、各事業者単位で報告等を行っています。表７に、３事業者別の温室効果ガス排出量を示します。なお、省エネ法等では公用車利用による温室効果ガス排出量は除外されていますが、本計画では削減対象に含めているため、表７では公用車の温室効果ガス排出量を記載しています。

表７　事業者別の温室効果ガス排出量

指定管理者施設	2008年度(平成20年度)【基準年度】排出量(t)	2011年度（平成23年度)【実績】			2021年度 (平成33年度)【目標年度】	
		排出量(t)	増減量(t)	増減率	排出量(t)	増減率
市長部局	20,299	17,121	－3,178	－15.7%	19,492	－4.0%
教育委員会	9,663	8,549	－1,114	－11.5%	9,320	－3.5%
上下水道局	34,688	34,323	－365	－1.1%	34,237	－1.3%
３事業者小計	64,650	59,993	－4,657	－7.2%	61,405※	－5.0%
公用車	1,148	1,458	310	27.0%	1,103	－3.9%
合計(指定管理者施設を除く)	65,798	61,451	－4,347	－6.6%	62,508※	－5.0%
指定管理者施設	13,885	13,619	－266	－1.9%	13,642	－1.8%
合計(指定管理者施設を含む)	79,683	75,070	－4,613	－5.8%	76,150※	－4.4%

※各事業者施設の設備更新や運用による削減量のほか、YESに基づく職場における環境配慮の取り組みの実践による削減量1,645(t)も反映した削減目標排出量となっている。

表７より、３事業者別の温室効果ガス排出量については、いずれも基準年度を下回る結果となりました。３事業者のうち、上下水道局の削減率が市長部局および教育委員会の削減率よりも低い値となりましたが、上下水道局においては電力使用の主なものが上下水道事業であることから、削減の対象が限られているためと考えられます。

なお、公用車利用について、基準年度より温室効果ガス排出量の増加がみられたのは、消防車輌の救急件数や病院搬送件数の増、災害対応などにより走行距離及び燃料使用量が増加したことが原因の１つではないかと考えられます。業務の都合上、対策は難しいと考えますが、可能な範囲で温室効果ガス排出量削減に努めてまいります。

２．取り組みの推進状況

（１）すべての部局（施設）に共通した取り組み

「市役所事務事業編」における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、各部局ではさまざまな取り組みを推進しています。

ここでは、「市域施策編」と同様に５つの「施策の方針」ごとに、すべての部局（施設などを含む）で共通して推進した主な取り組みについて、整理しています。

① 施策の方針１　再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

ｉ．再生可能エネルギーの導入と普及促進

- 市の施設への太陽光発電などの新エネルギーを利用した設備の導入に努めています。2011年度(平成23年度)は、太陽光発電時計を市内公園に４基設置したほか、道路標識(歩行者情報板など）を３基設置しました。
- 市の公用車にクリーンエネルギー自動車を積極的に導入・利用しています。(2011年度(平成23年度)末現在、ＥＶ（電気自動車）４台、天然ガス自動車33台、ハイブリッド車５台）
- 環境総合政策会議地球温暖化対策推進部会を活用し、庁内における再生可能エネルギー導入について検討を進めています。

ⅱ．照明の使用削減

- 昼休みの間は、市民対応窓口などを除き、事務室などの不要な照明を消しています。
- 始業前や残業時、休日出勤時は、必要な場所のみ照明を使用しています。
- トイレや会議室などの断続的に使用する場所の照明は、使用後に消しています。
- 各職場の最終退出者は、消灯を確認しています。
- 照明器具は用途や場所を考慮しつつ、消費電力の少ないＬＥＤなどを採用しています。

ⅲ．電気機器などの使用削減

- 昼休み、会議時などパソコンを長時間使用しないときは、電源を切っています。
- 事務室などのパソコンの電源は、退庁時にコンセントからプラグを抜いています。
- 複写機は昼休みに節電モードにし、使用後は省電力状態にしています。
- 電気を使用する事務機器の購入時は、原則として省エネルギー性能の高い製品を選んでいます。
- 電気製品を使用しない時は、待機電力削減のため、原則としてプラグをコンセントから抜いています。

ⅳ．冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減など

- 冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房19℃を目安に適切な温度管理を行っています。
- 外気の導入や換気を必要に応じて行い、室内温度の調整を図っています。
- ブラインド、カーテンなどを有効に利用して、日差しの調整を行っています。

ⅴ．エレベーターの使用、運転管理

- エレベーターの使用を控え、上下３階程度は階段を利用しています。
- 夜間など利用者の少ない時間帯は、エレベーターの運転台数を抑制しています。

ⅵ．給湯器などの使用、管理

- 給湯器は、温度を調整するなど、適切な運転管理に努めています。
- 使用する給湯器は、できるだけ省エネルギー型のものを選択しています。

ⅶ．省資源、資源の有効利用

- ウェルシティ市民プラザなど15施設で、雨水などの利用に努めています。
- 不要紙の裏面利用を徹底するなど、用紙類の有効利用に努めます。
- 紙類の資源化を推進しています。2011年度(平成23年度)は古紙（ミックスペーパー）を179,230kg、廃棄公文書84,680kg、新聞11,870kg、ダンボール17,870kgの資源化を推進しました。

ⅷ．業務の効率化、労働時間の短縮化

- ノー残業デーにおける定時退庁の徹底を図っています。
- 業務の効率化や定時退庁に努め、照明などの電気使用量を削減しています。

② 施策の方針２　低炭素型都市の構築

ⅰ．低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入および自動車利用の工夫

- 公用車の購入・更新の際は、原則として低燃費車やＥＶ(電気自動車)などの低公害車を導入しています。2011年度(平成23年度)は、公用車のうち62.8％が低公害車となりました（特種自動車を除く)。
- 公用車の走行ルートの合理化や相乗りなど、公用車の効率的利用を図っています。
- 駐停車時のアイドリングストップを実践するなど、エコドライブを推進しています。

ⅱ．緑化などの促進

- 市の施設の敷地内緑化および屋上緑化・壁面緑化などにより公共施設の緑化に努めています。

ⅲ．過度な自動車依存からの脱却

・　公共交通機関を優先的に使用しています。

・　近隣への移動などは、できる限り徒歩または自転車の利用を推進しています。

・　公用自転車として、電動アシスト自転車を３台導入し、利用を推進しています。

ⅳ．施設の整備および管理における取り組み

・　建物の断熱性の向上、自然光の有効活用など建築物のエネルギー使用の抑制を図っています。

・　照明器具の定期的な清掃や空調機器からのフロン類の漏えい防止など維持管理に努めています。

③　施策の方針３　循環型都市の形成

ⅰ．ごみの減量

・　使い捨て製品を使用しないよう努めています。

・　マイ箸、マイカップ、マイバックを使用するよう努めています。

ⅱ．事務用品・備品の適正な使用

・　物品などは計画的に購入し、適切な在庫管理を行っています。

・　事務用品の共有化および再利用を図っています。

・　物品の修繕利用など、無駄のない使用に努めています。

・　庁内掲示板などを活用し、備品の効率利用を行っています。

ⅲ．リサイクルの推進

・　紙類の資源化を推進しています。2011年度（平成23年度）は古紙（ミックスペーパー）　を179,230kg、廃棄公文書84,680kg、新聞11,870kg、ダンボール17,870kgの資源化を推進しました。

・　缶、びん、ペットボトルなどの分別収集・リサイクルを推進しています。

・　プラスチック製容器包装などの分別を推進しています。

ⅳ．グリーン購入の推進

- 紙類、文具類などの製品やサービスの調達にあたっては、「横須賀市グリーン購入調達方針」に定める判断基準に適合するものを調達しています。2011年度(平成23年度)は19分野261品目を取り組みの対象とし、このうち18分野95品目について取り組み実績をまとめたところ、紙類、文具類などの12分野で90％以上の調達率となりました。
- リターナブル容器の製品を優先的に購入しています。
- エアゾール製品（スプレー缶など）は、代替フロンが使用されていない製品を選択しています。
- 公共工事などにおいて、資材などの購入の際には環境負荷の少ないものの調達に努めています。

④　施策の方針４　地球温暖化適応型都市の構築

ⅰ．雨水利用などの促進

- 雨水を有効利用する設備を導入するなど、雨水や再利用水の使用を推進しています。2011年度(平成23年度)末現在、15施設で、雨水などの使用を推進しています。
- 節水型設備の導入を進めています。

⑤　施策の方針５　市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成

ⅰ．横須賀市地球温暖化対策地域協議会との連携

- 市民、事業者などで構成される「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」と連携・協力し、地球温暖化対策を推進しています。(地球温暖化対策地域協議会の活動実績については、Ｐ.27参照)
- 「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」の活動の支援を行っています。

ⅱ．環境教育・環境学習の推進

- 市民や事業者と連携・協力し、環境教育・環境学習を推進しています。
- 知識や経験のある市民ボランティアと協力し、環境教育・環境学習を推進しています。

（２）特定事業における取り組み

一般廃棄物処理や水道などの特定事業における主な取り組みは次のとおりです。

①　一般廃棄物処理

ｉ．エネルギーの有効利用の推進

- 燃せるごみの焼却により生じた余熱を活用し、施設内の機器・設備などへ電力や熱を供給しました。
- 燃せるごみの焼却により生じた余熱を活用し、発生した余剰電力を電力会社へ売電しました。

②　水道

ｉ．新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- ポンプの効率的な運転方法により、電力使用量の抑制を図りました。
- 浄水場の設備更新において、省エネルギー型の設備を導入しました。

③　下水道

ｉ．新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- ポンプ等の効率的な運転方法により、電力使用量の抑制を図りました。

ⅱ．廃棄物などの資源化および再利用の推進

- 下水処理水を凝集剤溶解水や機器の冷却水等に再利用しました。

第４章　今後の推進に向けて

今後は、「市域施策編」「市役所事務事業編」それぞれに掲げる目標の達成をめざし、以下の推進施策を中心に取り組みを推進していきます。

１．市域施策編について

市域施策編に掲げた削減目標等については、2011年（平成23年）３月に発生した東日本大震災の発生による社会情勢等の変化を受けて見直す必要がありますが、現状では国の方針などが未定のため見直しは行わず、中間年度（2015年度（平成27年度））の見直しを視野に入れて見直しの手順を整理していきます。

再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進などの各施策については、現状においても必要性に変わりがないため、今後も取り組みを推進していきますが、東日本大震災以降に関心が高まった様々なエネルギーシステムなど新たな取り組みについても、優先すべきものを選択しながら推進していきます。

2011年度（平成23年度）の市域における温室効果ガス排出量は把握できていませんが、計画策定時においては、基準年度（1990年度（平成２年度））に比べ民生家庭部門と民生業務部門が増加しており、この傾向が続いていることが考えられます。

今後も、市域施策編については、家庭と事業者への取り組みを横須賀市地球温暖化対策地域協議会など多様な主体と連携し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図る取り組みを中心に推進していきます。

市域施策編を推進していくうえで、特に重要であると考えられる各種施策を横断的に推進していく３つの重点プロジェクトは、本市の温暖化対策のメイン事業として取り組みます。

- 重点プロジェクト（１）

「経済活動と環境活動の連携による地域活性化プロジェクト」

地域の活性化を図るためには、地域経済に好影響を与える仕組みづくりが課題となっていますので、市民や事業者にとって魅力ある「エコポイント制度」の構築に取り組みます。

- 重点プロジェクト（２）

「省エネ“はじめの一歩”プロジェクト」

省エネに自ら進んで取り組めるような仕組みづくりが課題となっていますので、市民や事業者が取り組むきっかけとなる「顕彰制度」や「エネルギーの見える化」に取り組みます。

➢ 重点プロジェクト（３）

「低炭素まちづくりプロジェクト」

東日本大震災を契機に「スマートコミュニティ」「スマートハウス」「メガソーラー」など、低炭素なまちづくりに関する新たな取り組みが全国的に活発となっています。

本市においても、「かながわスマートエネルギー構想」を掲げる神奈川県と連携しながら、メガソーラーなどの取り組みを推進していきます。

２．市役所事務事業編について

2011年度(平成23年度)に指定管理者を除く市の事務・事業から発生した温室効果ガス排出量の実績は、市役所事務事業編の基準年度（2008年度(平成20年度)）と比較して、6.6%の削減であり、目標である5.0%を達成しました。

2011年度(平成23年度)は、東日本大震災の影響による電力供給不足の懸念により、市役所でも一事業者として、横須賀市環境マネジメントシステム（ＹＥＳ）を活用し、徹底した節電の取り組みを実施したことなどから、目標を上回ったと考えられます。

今後も、2011年度(平成23年度)の取り組みを参考としながら、横須賀市環境マネジメントシステム（ＹＥＳ）を活用し、継続的な改善を行いながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進していきます。

用語集

【ア】

ＩＳＯ14001
（International Organization for Standardization 14001：アイエスオー14001）

ＩＳＯ（国際標準化機構）が1996年(平成８年)に発効した環境マネジメントシステム規格。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)、③その実行状況を点検して(Check)、④方針などを見直す(Action)という「Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａ サイクル」によって、環境の継続的改善を図ろうとするもの。

アイクル・マイスター

「３Ｒのプロフェッショナル」を養成することを目的に実施した「アイクル・マイスター養成講座」を修了し、市長に認定された市民ボランティアなどのこと。

【イ】

一酸化二窒素(N_2O)

温室効果ガスの一つ。亜酸化窒素、酸化二窒素ともいう。笑気ガスとも呼ばれ、全身麻酔に使用されている。地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)は二酸化炭素(CO_2)の310倍であり、オゾン層破壊作用も有する。窒素肥料の使用、自動車の走行により排出される。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づき、長期的視野にたった本市の一般廃棄物（ごみ）処理の基本方針となる計画。

【ウ】

雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる雨水浸透桝、雨水浸透トレンチ、雨水浸透舗装（浸透性アスファルトなど）の施設を指す。地下水の保全を目的としている。

【エ】

エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度。ガイドラインでは、広範な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法について規定している。

エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備し、環境教育の教材として活用するもの。

エコドライブ

省エネルギーおよび二酸化炭素(CO_2)や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。具体的には、アイドリングストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など。

ＥＳＣＯ事業
（Energy Service Company：エスコ）

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業。ＥＳＣＯ事業者は、削減されたエネルギーコスト（光熱水費）の中から報酬を得る。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、輸送、建築物および機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置などを講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

ＬＥＤ

発光ダイオード(Light Emitting Diode)のこと。電流を通すと発光する。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約２分の１であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないなどから環境負荷が低い発光体として注目されている。

【オ】

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)の６物質としている。

【カ】

環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育および学習。子どもから大人までのすべての世代が、学校、家庭、職場、地域などのさまざまな場で、体験的、実践的な学びを行うことにより、持続可能な社会を形成することを目標としている。

環境教育指導者

学校や市民の自主的な環境教育・環境学習や環境保全活動などを支援するため、環境に関する専門的知識や経験を有する市民ボランティアなどのこと。

環境ナビゲーションシステム

横須賀市では、民間事業者が実施する開発や行政が主体となる大規模な開発は環境にさまざまな影響を及ぼす可能性があることから、開発行為などを実施する事業者が、環境特性から開発地域の配慮事項を検索できるように、全国で初めて開発した本市独自のシステム。

環境マネジメントシステム

事業者などが環境に与える負荷を軽減するための方針などを自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。ＩＳＯ14001は、国際規格認証機構（ＩＳＯ）が定める国際統一規格としての環境マネジメントシステム規格である。

【キ】

気候変動
（Climate Change）

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

京都議定書

1997年(平成９年)12月京都で開催された「気候変動枠組条約第３回締約国会議（ＣＯＰ３）」で採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の議定書。ロシアの批准を受けて発効要件を満たし、2005年(平成17年)２月に発効。2007年(平成19年)12月現在の締約国数は、172カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年(平成10年)４月28日に署名、2002年(平成14年)６月４日に批准。先進締約国に対し、2008年(平成20年)～2012年(平成24年)の第１約束期間における
温室効果ガスの排出量を1990年(平成２年)比で、平均5.2%（日本６％、アメリカ７％、EU８％など）削減することを義務付けている。

拠点ネットワーク型都市

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街中居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市のこと。

【ク】

クリーンエネルギー自動車

天然ガスあるいはメタノールなどを動力源とした自動車。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

【コ】

交通需要マネジメント
（Transportation Demand Management：ＴＤＭ）

道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。

高度道路交通システム
（Intelligent Transport Systems：ＩＴＳ）

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

ごみダイエット推進員

ごみの減量化・資源化と再利用を推進する地域のリーダーとして指導的な役割を担うため、町内会長・自治会長からの推薦を受け、市長に委嘱された市民。

【サ】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

【シ】

指定管理者施設

営利法人・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に管理・運営を代行させている公の施設。

市民緑地制度

土地所有者からの申し出により、300㎡以上の土地について、市民利用など土地の公開を前提として市と契約を結び、市が管理を行うもの。

遮熱性舗装

日射反射率の高い道路舗装。日射による道路舗装の温度上昇および蓄熱を抑制することで、ヒートアイランドなどの熱環境の改善を図るもの。

省エネナビ

電気の使用量を計測しリアルタイムに表示する機器。目に見えない電気の使用量を金額に換算して見えるようにすることで、無駄をなくそうという意識を喚起し省エネ行動を促進するもの。

新エネルギー

「再生可能エネルギー」のうち、技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの。現時点で今後、「普及すべき段階」にある『太陽光発電』や『太陽熱利用』、『雪氷熱利用』などが「新エネルギー」とされている。

【ス】

水道事業・下水道事業マスタープラン (2011～2021)

水道サービスと下水道サービスの「いつでも安心して使える止まらない水道・下水道」を経営の目的とし、さまざまな角度から水道事業と下水道事業に取り組むべき基本方針を示したもの。

３Ｒ

リデュース（Reduce： 発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）を進めながら、やむを得ず出るごみは資源として再び利用すること。

【タ】

待機電力

家電機器などを使用していない状態で消費される電力。地球温暖化防止の対策の一つとして待機電力の節減が注目されている。

代替フロン類

オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)などを指す。

太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連係型と、バッテリーに発電した電気をためながら使う独立系型のふたつのシステムに分かれている。

【チ】

地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置される組織。地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガス排出量の抑制などに関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的としている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

「気候変動枠組条約第３回締約国会議（ＣＯＰ３）」で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998年(平成10年)10月の参議院本会議で可決され、公布された。温暖化防止を目的とし、京都議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年(平成２年)比６％削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や役割を明らかにしたものである。

地区計画

住民の生活に身近な区域を対象とした地区レベルの都市計画で、道路、公園などの位置や規模、建物に関して用途、敷地面積の最低限度などの制限を地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちをつくる、または維持するための計画。

【テ】

低公害車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

締約国会議（Conference of the Parties：ＣＯＰ）

国際条約の締約国が物事を決定するための会議。2010年(平成22年)10 月には名古屋で生物多様性条約の第10回締約国会議（ＣＯＰ10）が、2010年(平成22年)12月にはメキシコのカンクンで気候変動枠組条約の第16回締約国会議（ＣＯＰ16）が開催された。

適応策

地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

適正な土地利用の調整に関する条例

「横須賀市土地利用基本条例」に基づき、本市にふさわしい生活環境、自然環境、都市環境などの形成および保全を図ることを目的とする条例。市内で開発行為などの対象行為を行う場合に、緑化や緑地の保全などについて基準を設けて審査・指導などを行っている。

【ニ】

二酸化炭素(CO_2)

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の９割以上を占めている。

【ハ】

排出係数

単位あたりの二酸化炭素(CO_2)排出量のこと。例えば、電力の使用に伴う二酸化炭素(CO_2)排出係数の単位はkg-CO_2/kWh である。

ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

温室効果ガスの一つ。オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年(平成３年)頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCsは自然界には存在しない温室効果ガスで、地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）は、二酸化炭素(CO_2)の数百～11,700倍と大きい。エアコンの冷媒などに使われているが、モントリオール議定書により、先進国では1996年(平成８年)より生産の総量規制が開始され、2030年(平成42年)の全廃が決まっている。

ハザードマップ

洪水や津波、火山噴火など災害発生時に、住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図。

パーフルオロカーボン類（PFCs）

温室効果ガスの一つ。1980年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガスである。HFCsほどの使用量には達しないものの、CFCsの規制とともに、最近、使用量が急増している。地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）は、二酸化炭素(CO_2)の6,500～9,200倍である。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。

【ヒ】

ＰＣＳ
（Power Control System：ピーシーエス）

電気自動車の大容量バッテリーから電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる電力供給システムのこと。電気自動車搭載バッテリーの蓄電能力は大容量であるため、満充電時には一般家庭の２日分程度の日常使用電力を賄うことができる。

ヒートアイランド

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

【ヘ】

ＨＥＭＳ
（Home Energy Management System：ヘムス）

ＩＴ技術の活用により人に代わって家電機器など（エアコン、冷蔵庫）の最適運転や、エネルギーの使用状況のリアルタイム料金表示など、家庭におけるエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム。

ＢＥＭＳ
（Building Energy Management System：ベムス）

ＩＴ技術の活用により業務ビルにおける室内状況を温度センサー等によりリアルタイムに把握し、室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転を可能にする等、業務ビルのエネルギー需要のマネジメントを支援するシステム。

【ホ】

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のことであり、一般の舗装よりも舗装体内の蓄熱量を低減するため、歩行者空間や沿道の熱汚染環境、ヒートアイランド現象などの改善を図るもの。

【ミ】

緑のカーテン

ゴーヤなどのツル性の植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る手法。

民有地緑化支援制度

市街地の中でも特に緑化が必要な地域の民有地における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などの緑化活動に対する支援のため、「みどりの基本条例」に基づき、検討を行っている制度。

【メ】

メタン(CH_4)

温室効果ガスの一つ。工業プロセスのほか、有機性の廃棄物の最終処分場や、下水汚泥の嫌気性分解過程、水田や反芻動物の畜産からも発生する。地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)は二酸化炭素(CO_2)の21倍である。

【モ】

モーダルシフト

輸送手段を変更すること。鉄道・内航海運など、より環境負荷の小さい輸送モードの活用による環境負荷の軽減という趣旨で使用される。

モビリティマネジメント（ＭＭ）

「過度に自動車に頼る状態」から、負荷の軽い移動手段（公共交通、徒歩、自転車など）を含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態へと自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした仕組み。

【ヨ】

横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第８条に基づき、「持続可能な社会づくり」を目指して、市民、事業者、市などが各主体の役割に応じた環境教育・環境学習を連携・協働しながら推進し、その活動を実践・促進することを目的として策定した計画。

横須賀市みどりの基本計画

「都市緑地法」第４条および「みどりの基本条例」第９条に基づき策定する、緑地の適正な保全および緑化の推進に関する基本計画。「みどりの保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的にみどりを保全・創出することを目的としている。

横須賀リサーチパーク（Yokosuka Research Park：ＹＲＰ）

基礎から最先端にいたる幅広い分野の研究開発の活動を推進する公的な研究機関や国内外の民間研究機関が、東京湾を望む本市の丘陵地に多数立地している電波情報通信技術に特化した研究開発拠点。

【リ】

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

【ロ】

六フッ化硫黄(SF_6)

温室効果ガスの一つ。1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガスである。使用量はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）は二酸化炭素(CO_2)の23,900 倍である。HFCs、PFCs とともに、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。

低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)
平成23年度(2011年度)年次報告書
－平成24年度版－

発 行 年 月　平成25年３月
編集・発行　横須賀市環境政策部環境企画課
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
電話 046 (822) 9661　FAX 046 (821) 1523
E-mail　ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ　http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/ondanka/teitanso.html